



# 議会だより

**第101号**  
 平成20年6月1日  
 編集・発行  
 議会だより編集委員会  
 電話 (22) 0612  
 富士吉田市議会事務局

<http://www.fujiyoshida.yamanashi.jp/div.gikai.html/index.html>



演習場対策特別委員会

## － 3 月 定 例 会 －

21 日	18日	17日	14日	10日 12日 13日	6 日	3 月 3 日	日 程
○各委員からの報告 ○議案の追加提案 ○各議案の採決 ○意見書の提出 (閉会)	○建設水道委員会 ○付託議案の審査	○文教厚生委員会 ○付託議案の審査	○総務経済委員会 ○付託議案の審査	○予算特別委員会 ○付託議案の審査	○意見書の提出 ○市政一般質問	○議案の追加提案・委員 会付託 ○議案の採決(即決)	○本会議 ○会期の決定 ○議案の提出と説明 ○議案の委員会付託 ○議案の採決(即決) (閉会)
							内 容

会 期 日 程

編集委員会

委員長

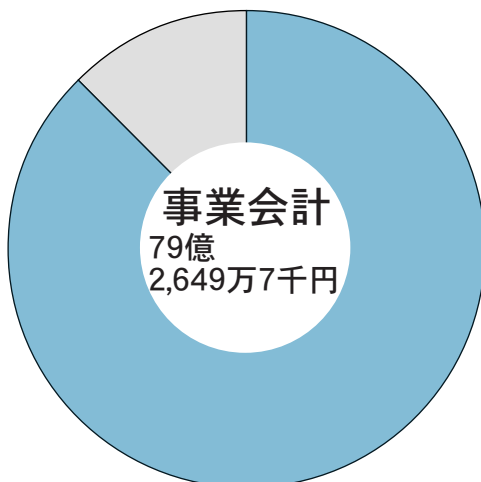
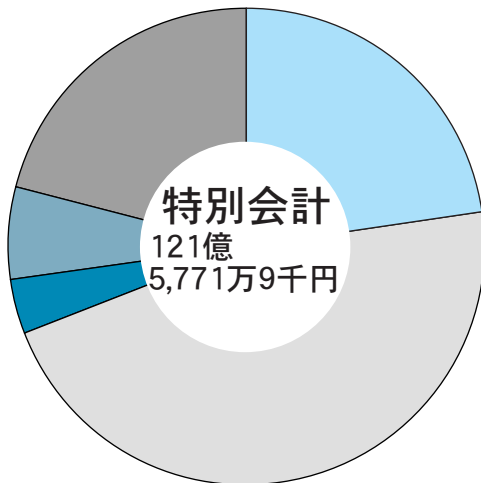
宮下 正男  
 奥脇 和一  
 宮下 豊  
 佐藤みどり  
 渡辺 孝夫  
 渡辺 利彦

# 予 算

**平成二十年度予算  
総額三百七十二億四千八百二十一万六千円**

平成二十年三月定例会は、三月三日開会され、十九日間の会期を終えて三月二十一日に閉会しました。

この定例会では、平成二十年度一般会計予算、国民健康保険特別会計予算、市立病院事業会計予算など十一会計予算をはじめ、平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間における富士吉田市職員の寒冷地手当の減額に関する条例など条例の制定五件、富士吉田市行政組織条例など条例の一部改正十七件、平成十九年度一般会計補正予算など八件の補正予算、第五次富士吉田市総合計画に係る基本構想について二件、市道の廃止一件、市道の認定二件、富士吉田市外二市二町四村二組合ことばの教室設置協議会規約の変更一件、議員提案の富士吉田市議会委員会条例の一部改正など三件、道路整備の安定的な財源確保を求める意見書など二件、富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合議員の補欠選挙、合計五十件の市長及び議員提出議案を審議し、すべて可決しました。



## 上程案件一覧表

### (新年度予算)

平成二十年度富士吉田市一般会計・下水道事業特別会計・国民健康保険特別会計・老人保健特別会計・後期高齢者医療特別会計・介護保険特別会計・介護予防支援事業特別会計・看護専門学校特別会計・大明見水道特別会計・市立病院事業会計・水道事業会計

### (補正予算)

平成十九年度富士吉田市一般会計補正予算(第六号)・下水道事業特別会計補正予算(第四号)・国民健康保険特別会計補正予算(第四号)・介護保険特別会計補正予算(第四号)・市立病院事業会計補正予算(第一号)・水道事業会計補正予算(第四号)・一般会計補正予算(第七号)・平成二十年度一般会計補正予算(第一号)

### (条例の制定)

富士吉田市生活安全条例・平成二十年四月一日から平成二十三年四月二十六日までの間における富士吉田市長等の給与の減額に関する条例の制定・平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間における富士吉田市職員の寒冷地手当の減額に関する条例・富士吉田市後期高齢者医療に関する条例・富士吉田市乳幼児医療費助成金支給条例等の一部を改正する条例

### (条例の一部改正)

富士吉田市行政組織条例・政治倫理の確立のための富士吉田市長の資産等の公開に関する条例・富士吉田市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例・富士吉田市職員特殊勤務手当支給条例・富士吉田市特別会計条例・富士吉田市国民健康保険税条例・富士吉田市手数料条例・富士吉田市老人医療費助成金支給条例・富士吉田市国民健康保険条例・富士吉田市介護保険条例の一部を改正する条例・富士吉田市立看護専門学校の設置及び管理に関する条例・富士吉田市立病院使用料及び手数料条例・富士吉田市小口資金融資条例・富士吉田市法定外公共物管理条例・富士吉田市営住宅の設置および管理に関する条例・富士吉田市歴史民俗博物館の設置及び管理に関する条例・富士吉田市立病院使用料及び手数料条例

### (議員提案による条例の一部改正)

富士吉田市議会委員会条例・富士吉田市議会政務調査費の交付に関する条例・富士吉田市情報公開条例

### (規約の変更)

富士吉田市外一市二町四村一組合ことばの教室設置協議会規約

### (意見書)

道路整備の安定的な財源確保を求める意見書・公共工事における賃金等確保法の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書

### (人事)

富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合会議員の補欠選挙

### (その他)

第五次富士吉田市総合計画に係る基本構想について・市道の認定・市道の廃止

# 委員会の 審査から

## 予算特別委員会

平成二十年度一般会計、特別会計、事業会計など、合計十一会計の予算を審査するため予算特別委員会を設置し、次とおり構成され、三日間委員会を開催し、慎重に審査が行なわれました。

委員長 佐藤みどり  
副委員長 勝保 米治  
委員 松野 貞雄  
渡辺 嘉男  
太田 利政  
渡辺 信隆  
宮下 豊  
渡辺 孝夫  
宮下 正男  
戸田 元  
及川 三郎

### 一般会計

本案は、平成二十年度富士吉田市一般会計予算でありまして、現在、最終的な詰め作業を行っております。財政分析及び地方分権の名の下、国の財政支援がますます厳しくなる財政状況などを想定し、徹底した歳出の削減に主眼を置き、予算編成に取り組んだところで

あります。その手法といましては、前年度に引き続き、枠配分予算方式として各事業部が管理本部を中心に「選択と集中」の視点から主体的、自立的な予算となっております。

その内容は、予算の総額は、百七十一億六千四百百万円で、前年度当初予算に比べ三・四％の減少となっております。

このうち歳入の主なもの、市税については、大幅な税制改革がないことなどから、平成十九年度の歳入見込みを基礎としつつ、家屋の新築等による固定資産税の増加やたばこ販売減によるたばこ税の減少などを勘案する中で、全体としては、前年度当初予算に比べ一・一％減の六十六億四千三百百万円余りが計上されております。

地方交付税については、地方再生対策費の創設による基準財政需要額の増加などから、前年度当初

予算に比べ八・七％増額の二十六億五千万円が計上されております。

また、前年度に引き続き、恩賜県有財産保護組合からの配分金十億二千八百万円余り、財政調整基金繰入金二億五千万円を計上しているほか、国・県支出金二十四億四千七百万円余り、分担金及び負担金十二億六千七百万円余り、市債八億七千万円余りが計上されております。

次に、歳出については、市民福祉の向上及び市勢伸展に向けた諸施策について、極めて厳しい財政環境の下、財政の健全性の確保に十分留意し、予算が計上されていきます。また、長期的な視点に立った総合的な行財政運営の推進を図っていくため、第五次総合計画に則した事業別予算であり、次のような歳出予算が計上されております。

まず、「安心で健やかな暮らし環境の確保」に四十三億四千二百百万円余り、次に、「恵み豊かな自然の享受と継承」に一億七千万円余り、次に、「安全で快適な暮らし環

境の構築」に三十四億八千万円余り、次に、「活力ある地域経済社会の構築」に二億二千八百万円余り、次に、「市民文化の形成」に二億四千六百万円余り、次に、「豊かな人間性の育成」に九億五千万円余り、次に、「世界に開かれたまちの形成」に一億二千七百万円余り、次に、「市民と行政の役割分担」に十六億一千五百万円余りが主なものであります。

引き続き厳しい財政状況のもと、財源確保は重要な課題であり、収納対策の強化等により市税などの一般財源の確保に極力努め、国・県支出金や起債制度、基金の有効な活用などを含めて財源の確保に努めることが望まれるところであります。

また、長期的な視点に立った総合的な行財政運営の推進を図るべく、新年度予算は、第五次総合計画に則した事業別予算として編成されており、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、歳入の冒頭において、歳入歳出の全体的な考え方についての質疑があり、新年度予算にあたり、恩賜林組合の配分金、財政調整基金の取崩し、市債などは十四・八％の財源不足であり、中でも恩賜林組合からの配分金は恒常的に入ってくるものではなく、また、自主財源の主なものである市税の増収も見込めない状況にあり、地方交付税も三位一体改革などにより年々減少傾向にあります。

したがって、第五次総合計画に沿った予算編成であるが、新年度予算においては、東側庁舎、小学校体育館、西丸尾団地の設計費が計上されているが、建設費を計上する段階では新たな財源確保が難しくなり、財源確保と計画的な執行が大切であるので、議会との協議を行う中で執行にあたるべきであるとの意見がありました。

また、債務負担行為については、長期継続契約との兼ね合いからして、その取扱いには十分留意するべきであるとの指摘がありました。

# 委員会の 審査から

市税の滞納整理について、管理職が収納対策の強化月間として、該当世帯の臨戸などを行ったが引き続き収納対策に努力するべきであるとの意見がありました。

地方交付税の増については、ひとつの要因としてごみ処理施設、病院の建設にあたっての起債の償還が始まったことがあり、これからの市政運営にあたり、起債の活用について、十分留意するようにとの意見がありました。

シルバー人材センター費負担金については、負担金を支出する立場から登録員への仕事の配分について実態を把握し、より適切な運営を図るよう協議する必要があるとの指摘がありました。

住宅使用料については、特定公共賃貸住宅の空部屋がある状況は好ましいものではないので、厳しい財政状況からしても改革を図り、収入増につなげるべきであるとの意見がありました。

明見湖公園体験工房等の使用については、運営面において広域的なピー

ール及びイベント等を活用し、収入増を図るべきであるとの意見がありました。

コミュニティセンター等の使用料等については、指定管理者制度の理念からして、財政状況の好転につながるような運営を行うよう努力すべきであるとの意見がありました。

(仮称)土丸尾公園整備費補助金については、公園の整備は二百四十四ヘクタール再払下げの条件からして、本市が差額納付金を支払い用途変更したものであり、この経過からして二村及び恩賜林組合にも事業費の負担をお願いしなければならぬことから、予算を計上する前に協議すべきであったとの意見がありました。

恩賜林組合からの配分金は諸収入で受けているが、原資は入会に伴うものであるもので、特別会計など新たな会計を設けて明確な処理を行うべきであるとの意見がありました。

一般管理費について、秘書事業という名称は、事業の内容からして分か

りずらいので今後検討すべきであるとの意見がありました。

コミュニティセンター費の委託料については、利用状況からして、利用率の増を図るべきであり、その結果をもとに管理している職員数の減を図るべきであるとの意見がありました。また、経常収支比率を高くしている要因のひとつに物件費、委託料の占める割合が大き

いので(仮称)市民文化エリアの指定管理者においても慎重に行うべきであるとの意見がありました。

市民会館の委託料については、指定管理者制度の目的にあった予算編成がなされていないとの指摘がありました。

農業委員会委員選挙については、異動状況を把握し、実態に即した選挙人名簿の整備を行い、農業委員の選挙を行うべきであるとの指摘がありました。

住居表示実施事業については、年次計画を立て、全市的に行うべきであるとの指摘がありました。出生祝い金支給事業に

ついては、予算計上する際に母子手帳等を参考にし、より実態をつかんだ上で、計上すべきであるとの意見がありました。

乳幼児医療費助成事業については、段階的に六年生まれで無料化が図られるとのことであるが、国保会計に及ぼす影響を十分に認識し、執行にあたるべきであるとの意見がありました。

塵芥処理事業については、過日新聞報道で敦賀市では廃棄物を搬入していた自治体に対して負担金を求めるとしているが、支払いに反対する他の自治体も加盟する協議会に加入し、反対の意思を示かり示していくべきであるとの意見がありました。

ごみの有料化については、市民生活に直接影響の出る事業であるので、議会との協議も十分行うべきであるとの意見がありました。

県営中山間地域総合整備事業「富士吉田北部」の農道整備については、国道百三十九号のバイパス機能もあり、生活道路でもあるので、早期に工

事完了できるよう努力すべきであるとの意見がありました。

富士山世界遺産登録事業については、登録に向けては、市民生活への影響が心配されるので、他地域の世界遺産登録の状況からして、本市に対する影響が考えられるので、議員協議会を開催し議会との協議を十分すべきである。また、遺産候補に金鳥居も加えていくべきであるとの意見がありました。

東富士一号線整備事業については、当該道路の開通により、国道百三十八号の渋滞緩和にも役立つものであり、公社有地の一万坪の活用も拡大するので、早急に開通するよう努力すべきであるとの意見がありました。

中央道富士吉田線には本市の状況からして富士山火山災害などの際の非難道路として、スマートインターが必要になるとの意見がありました。

大明見古宮線の整備については、九十%以上の用地買収が終了しているにもかかわらず、工事費が計上されていないこと

が計上されていないこと

# 委員会の 審査から

は地元との約束が守られていない結果であるので、早急に対応を行うべきであるとの意見がありました。

防災対策において東側庁舎完成時にはジェイアラートの導入を検討すべきであるとの意見がありました。

また、浜岡原子力発電所に伴う放射能対策も必要であるとの意見がありました。

博物館管理運営事業については、富士山レジャードーム館と共通のチケットを販売しているが、収入増を図るため、指定管理者制度の導入を検討すべきであるとの意見がありました。

債務負担行為については、今後支出しなければならぬ行為であり、公債費と同様の考え方であるとの意見がありました。

継続費については、後年度において増えていくので財源確保に努力すべきであるとの意見がありました。

補助金については、規則、要綱により基準を定めて交付しているが、事業の効果を見据えたチェ

ックを行い、歳出の抑制を図るべきであり、新しいニーズにあった規則、要綱の見直しを行うべきであるとの意見がありました。

総括質疑において、第五次総合計画に基づいた新年度予算編成であるが、財政計画が無い中での新年度予算の審議は議会としても理解ができない。

総合計画と財政計画は一体不可分である。後年度には大きな事業費が計上される予算であり、財政計画を示して市民が安心できる予算執行を行うべきであるとの指摘がありました。

財政の検証をする中で、経常収支比率九一・八%の要因のひとつは、ごみ処理施設、市立病院の建設に伴う償還が始まったことによるものであり、物件費の削減に努力すべきである。また、経常収支比率を八十%台に戻す政策展開をすべきであるとの意見がありました。

指定管理者制度の目的からして、経費の削減サービスの向上に向けた意識改革が必要であり、制度の原点に還って検討す

べきであるとの意見がありました。また、当初の目的が達成できるような各担当でのチェックだけではなく、企画管理部も関与すべきであるとの意見がありました。

特別会計・事業会計予算  
特別会計は、下水道事業、国民健康保険、老人保健、後期高齢者医療、介護保険、介護予防支援事業、看護専門学校、大明見水道の八特別会計予算、事業会計は、市立病院事業会計及び水道事業会計の二事業会計予算の審査を行い、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、それぞれの審査の中で、下水道事業特別会計予算では、使用料のアップのために努力すべきであるとの意見がありました。

介護保険特別会計予算の、居宅介護サービス費支給事業については、高齢化時代において、施設入所が難しい状況であるので、居宅介護サービスの充実を図るべきであるとの意見がありました。

看護専門学校特別会計

では、施設管理に対する経費が大きいことから、指定管理者制度の導入や県に移管するなど検討すべきであるとの意見がありました。

市立病院事業会計では、

## 総務経済委員会

### 審議案件

- ① 富士吉田市行政組織条例の一部改正について
- ② 政治倫理の確立のための富士吉田市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について
- ③ 富士吉田市生活安全条例の制定について
- ④ 富士吉田市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- ⑤ 平成二十年四月一日から平成二十三年四月二十六日までの間における富士吉田市長等の給与の減額に関する条例の制定について
- ⑥ 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間における富士吉田市職員の寒冷地手当の減額に関する条例の

富士北麓・東部医療圏の産婦人科の状況からして、現在の妊婦の受入態勢をよく検討し、受入の充実を図るべきであるとの意見がありました。

### 制定について

- ⑦ 富士吉田市小口資金融資条例の一部改正について
- ⑧ 平成十九年度富士吉田市一般会計補正予算(第六号)

### 審議結果

- ① 富士吉田市行政組織条例の一部改正でありまして、市の組織機構の見直しに伴い、部の所掌事務に移動が生じたことから、所要の改正を行うものであり、妥当と認められま
- ② 政治倫理の確立のための富士吉田市長の資産等の公開に関する条例の一部改正でありまして、証券取引法等の一部を改正

た。

# 委員会の審査から

する法律等の施行に伴い、語句の訂正など、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

③富士吉田市生活安全条例の制定でありまして、犯罪、事故等を防止するための市民の自主的な生活安全活動の推進及び生活安全に対する意識の高揚を図り、安全で住みよい地域社会を実現するため、所要の規定を整備するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑤平成二十年四月一日から平成二十三年四月二十六日までの間における富士吉田市市長等の給与の減額に関する条例の制定でありまして本年四月から市長任期中の間における市長、副市長、教育長の給与の十パーセントを減額するため、所要の規定を整備するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑥平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間における富士吉田市職員の寒冷手当の減額に関する条例の制定でありまして、職員の寒冷地手当の五十％を減額するため、所要の規定を整備するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

④富士吉田市特別職の職員の報酬及び費用弁償に

関する条例の一部改正でありまして、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、投票管理者等の報酬について、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

ものとして追加するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑦富士吉田市小口資金融資条例の一部改正でありまして、融資条件を緩和し、より利用しやすい制度とするため、融資の併用を可能とすること、及び原則として保証人要件を廃止するなど、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑧平成十九年度富士吉田市一般会計補正予算第六号でありまして、今回歳入歳出にそれぞれ七千四百九十二万三千円を追加し、総額を百七十九億四千八百九十九円とするものであります。

歳入では、基金繰入金七千七百七十四万八千円、市債五千四百万円、財産売却収入千九百三十八万八千円等を増額し、国庫補助金七千八百八十七千円を減額するものです。歳出では、財産管理費一億千四十二万二千円、

一般管理費にかかる人件費五千三百八十二万一千円、土地開発公社経営健全化基金費一千九百三十八万九千円等を増額し、下水道整備費一億二千四百四十万円を減額するものであります。

また、新倉南線整備事業につきまして繰越明許

業につきまして繰越明許

費用として追加するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑨富士吉田市立看護専門学校

の設置及び管理に関する条例の一部改正について

⑩富士吉田市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について

⑪富士吉田市歴史民俗博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

## 文教厚生委員会

### 審議案件

①富士吉田市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正について

②富士吉田市後期高齢者医療に関する条例の制定について

③富士吉田市特別会計条例の一部改正について

④富士吉田市国民健康保険条例の一部改正について

⑤富士吉田市手数料条例の一部改正について

⑥富士吉田市老人医療費助成金支給条例の一部改正について

⑦富士吉田市国民健康保険条例の一部改正について

⑧富士吉田市介護保険条例の一部改正について

⑨富士吉田市立看護専門学校

の設置及び管理に関する条例の一部改正について

⑩富士吉田市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について

⑪富士吉田市歴史民俗博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

⑫富士吉田市外一市二町四村一組合ことばの教室設置協議会規約の変更に

ついて

⑬富士吉田市乳幼児医療費助成金支給条例等の一部を改正する条例の制定

について

# 委員会の 審査から

⑭平成十九年度富士吉田市民健康保険特別会計補正予算(第四号)

⑮平成十九年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算(第四号)

⑯平成十九年度富士吉田市立病院事業会計補正予算(第一号)

## 審議結果

①富士吉田市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正でありまして、市立病院産婦人科医師等の待遇改善を図るための分娩手当について、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、分娩手当については、他の病院の状況を把握する中で、本条例の一部改正を提案すべきであるとの指摘がありました。

また、市内外の妊婦の受入れを充実すべきであるとの意見がありました。なお、富士・東部医療圏の産婦人科の状況からして、他市からの負担も検討すべきであるとの意見がありました。

②富士吉田市後期高齢者医療に関する条例の制定

でありまして、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに後期高齢者医療制度が創設されることから、本市が行う事務処理等について、所要の規定を整備するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、後期高齢者医療制度は、新制度であるので市民に対して周知を徹底することが大切であり、特に七十五歳以上の該当者に十分の説明を行うべきであるとの意見がありました。

討論において、後期高齢者医療制度は、七十五歳以上という年齢だけでなく他の年代と分け、厚生労働省の審議会が七十五歳以上の特性として治療の長期化、複数疾患への罹患が見られる。多くに認知症の問題が見られる。いづれ避けることのできない死を迎える。としたように医療費の削減を目的に高齢者を差別するものであつて、条例の制定に反対するとの討論がありました。

討論の後、起立採決を

行い、賛成多数で可決すべきものと決しました。

③富士吉田市特別会計条例の一部改正でありまして、後期高齢者医療制度の創設に伴い、新たに後期高齢者医療特別会計を設ける必要があることから、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

討論において、後期高齢者医療に関する条例と同様の反対討論がありました。

討論の後、起立採決を行い、賛成多数で可決すべきものと決しました。

④富士吉田市民健康保険条例の一部改正でありまして、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、前期高齢者のみの世帯の国民健康保険税については世帯主の年金から特別徴収することとなることから、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

討論において、前期高齢者からの徴収に対して

反対であるとの反対討論がありました。

討論の後、起立採決を行い、賛成多数で可決すべきものと決しました。

⑤富士吉田市手数料条例の一部改正でありまして、印鑑登録証及び市民カードの再発行に係る手数料を設けるため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑥富士吉田市老人医療費助成金支給条例の一部改正でありまして、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、これまでの老人保健法が新たに高齢者の医療の確保に関する法律として整備されたことから、法律名や参照条番号を変更するなど、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

討論において、老人医療費制度の法律に反対であるとの反対討論がありました。

討論の後、起立採決を行い、賛成多数で可決すべきものと決しました。

討論の後、起立採決を

⑦富士吉田市民健康保険条例の一部改正でありまして、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、乳幼児の負担軽減の対象年齢引き上げなど、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑧富士吉田市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正でありまして、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、平成十八年度、平成十九年度に行われた介護保険料の激変緩和措置を平成二十年度まで継続することから、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑨富士吉田市立看護専門学校設置及び管理に関する条例の一部改正でありまして、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、参照条番号に移動が生じたことから、所要の改正を行うもので

ありまして、所要の改正を行うもので



# 委員会の 審査から

あり、妥当と認められま  
すので、原案のとおり可  
決すべきものと決しまし  
た。

⑩富士吉田市民病院使用  
料及び手数料条例の一部  
改正でありまして、平成  
十八年度の診療報酬改定  
による未納金対策として、  
新たに入院前納金に係る  
規定を追加するなど、所  
要の改正を行うものであ  
り、妥当と認められます  
ので、原案のとおり可決  
すべきものと決しました。

⑪富士吉田市歴史民俗博  
物館の設置及び管理に関  
する条例の一部改正であ  
りまして、御師旧外川家  
住宅の開館に伴い、富士  
吉田市歴史民俗博物館の  
附属施設として追加規定  
する必要があることから、  
所要の改正を行うもので  
あり、妥当と認められま  
すので、原案のとおり可  
決すべきものと決しまし  
た。

⑫富士吉田市外一市二町  
四村一組合ことばの教室

設置協議会規約の変更で  
ありまして、学校教育法  
施行規則の一部を改正す  
る省令の施行に伴い、参  
照法令名に移動が生じた  
ことから、所要の変更を  
行うものであり、地方自  
治法第二百五十二条の六  
の規定による協議につい  
て、議会の議決を求め  
るものであり、妥当と認  
められますので、原案の  
とおり可決すべきものと決  
しました。

⑬富士吉田市乳幼児医療  
費助成金支給条例等の一  
部を改正する条例の制定  
でありまして、乳幼児医  
療費、ひとり親家庭医療  
費及び重度心身障害者医  
療費の窓口無料化を実施  
することに伴い、関係す  
る条例について、所要の  
改正を行うため、制定す  
るものであり、妥当と認  
められますので、原案の  
とおり可決すべきものと決  
しました。

⑭本案は、平成十九年度  
富士吉田市国民健康保険  
特別会計補正予算第四号  
でありまして、今回歳入  
歳出にそれぞれ二億五千  
三百四十七万八千円を追  
加し、総額を六十二億二  
千二百九十九万三千円とす

るものであります。  
歳入では、基金繰入金  
二億五千三百四十七万八  
千円を増額するものであ  
ります。  
歳出では、国保療養給  
付費負担金等償還金二億  
五千三百四十七万八千円  
を増額するものであり、  
妥当と認められますので、  
原案のとおり可決すべき  
ものと決しました。

⑮平成十九年度富士吉田  
市介護保険特別会計補正  
予算第四号でありまして、  
今回歳入歳出にそれぞれ  
六十五万九千円を追加し、  
総額を二十四億四千八百  
四十七万二千円とするも  
のであります。  
歳入では、前年度繰越  
金五十五万二千円、基金  
繰入金十七万七千円を増額  
するものであります。  
歳出では、一般会計繰  
入金四十四万三千円、介  
護保険償還金二十一万六  
千円を増額するものであ  
り、妥当と認められます  
ので、原案のとおり可決  
すべきものと決しました。

⑯平成十九年度富士吉田  
市民病院事業会計補正予  
算第一号でありまして、  
今回資本的収入につきま  
して、補助金一千五百万

円を減額し、総額を一億  
八千七百四十万二千円と  
するものであり、妥当と

認められますので、原案  
のとおり可決すべきもの  
と決しました。

## 建設水道委員会

### 審議案件

①富士吉田市法定外公共  
物管理条例の一部改正に  
ついて

①富士吉田市法定外公共  
物管理条例の一部改正に  
ついて

②富士吉田市営住宅の設  
置及び管理に関する条例  
の一部改正について

②富士吉田市営住宅の設  
置及び管理に関する条例  
の一部改正でありまして、  
御姫坂団地及び西吉田団  
地の老朽化による一部取  
壊しに伴い、所要の改正  
を行うものであり、妥当  
と認められますので、原  
案のとおり可決すべきも  
のと決しました。

③市道の廃止について

③市道の廃止でありまし  
て、市道御茶屋町線につ  
きましては、路線内の法  
定外公共物部分が国から  
隣接地権者に払い下げら  
れていることに伴い、新  
たな御茶屋町線を市道認

④市道の認定について

④市道の認定について

⑤平成十九年度富士吉田  
市下水道事業特別会計補  
正予算(第四号)

⑤平成十九年度富士吉田  
市下水道事業特別会計補  
正予算(第四号)

⑥平成十九年度富士吉田  
市水道事業会計補正予算  
(第四号)

⑥平成十九年度富士吉田  
市水道事業会計補正予算  
(第四号)

### 審議結果

①富士吉田市法定外公共  
物管理条例の一部改正で  
ありまして、法定外公共  
物の適正な管理及び公正  
公平な活用を図るため、  
法定外公共物の機能、構  
造等に支障を及ぼすおそ  
れのある行為等について  
も新たに罰則規定を設け  
る必要があることから、  
所要の改正を行うもので  
あり、妥当と認められま

①富士吉田市法定外公共  
物管理条例の一部改正で  
ありまして、法定外公共  
物の適正な管理及び公正  
公平な活用を図るため、  
法定外公共物の機能、構  
造等に支障を及ぼすおそ  
れのある行為等について  
も新たに罰則規定を設け  
る必要があることから、  
所要の改正を行うもので  
あり、妥当と認められま

②富士吉田市営住宅の設  
置及び管理に関する条例  
の一部改正でありまして、  
御姫坂団地及び西吉田団  
地の老朽化による一部取  
壊しに伴い、所要の改正  
を行うものであり、妥当  
と認められますので、原  
案のとおり可決すべきも  
のと決しました。

②富士吉田市営住宅の設  
置及び管理に関する条例  
の一部改正でありまして、  
御姫坂団地及び西吉田団  
地の老朽化による一部取  
壊しに伴い、所要の改正  
を行うものであり、妥当  
と認められますので、原  
案のとおり可決すべきも  
のと決しました。

# 委員会の 審査から

定することから、従前の御茶屋町線を廃止しようとするものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

④市道の認定でありまして、地域住民の利便性及び生活環境の向上を図るため、御茶屋町線を市道認定しようとするものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑤平成十九年度富士吉田市下水道事業特別会計補正予算第四号でありまして、今回歳入歳出からそれぞれ一億三千二百四十万円を減額し、総額を二十一億一千九百三十八万円とするものであります。

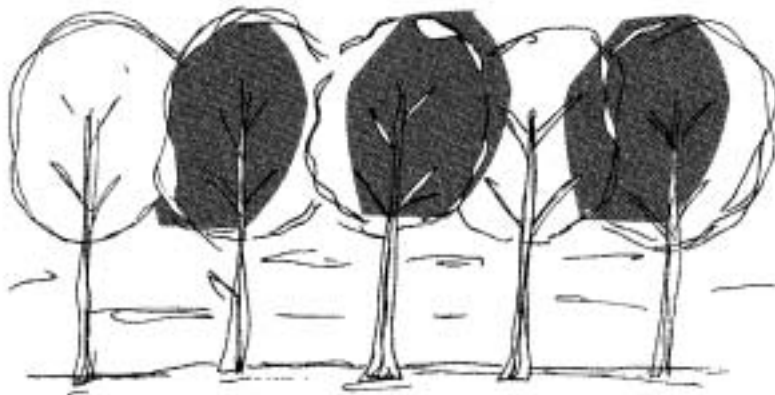
歳入では、一般会計繰入金一億二千四百四十万円、国庫支出金八百万円を減額するものであります。

歳出では、流域下水道維持管理負担金一億二千四百四十万円、公共下水道建設事業工事請負費八百万円を減額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

た。

⑥平成十九年度富士吉田市水道事業会計補正予算第四号でありまして、今回資本的収入及び支出につきまして、収入を六千六百二十三万円減額し、総額を二億八千四百四十六万六千円とし、支出を七千九百九十万円減額し、総額を四億七千四百四十四万三千円とするものであります。

資本的収入では、企業債五千五百万円、負担金九百五十九万円等を減額し、資本的支出では、建設改良費七千九十万円を減額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。



# 3月市政 一般質問

三月六日本会議において、次の議員によって一般質問が行われました。要旨は次のとおりです。なお、全文については、次期定例会（六月）より、市立図書館において閲覧できます。  
(質問順)

- 渡辺 幸寿 議員
- 秋山 晃一 議員
- 渡辺 利彦 議員
- 佐藤みどり 議員
- 渡辺 孝夫 議員



渡辺幸寿議員

## ① 活力あるまちづくりについて

### 「一回目の質問」

本市でも、平成に入ってから転出超過状態が続いており、主に流出しているのは、若い世代である。若い人たちの流出は経済生産性の減少、出生率の減少に直結し、少子高齢化に拍車をかけており、高齢者の割合は三十%にもなると予想されている。生きて行く為には何より安定した収入が必要であり、そのためには、活性化策のひとつとして、雇用確保の為、企業誘致

の推進が必要不可欠である。

市長は、就任以来、企業誘致に対して積極的に取り組んでいるが、本市の企業誘致の状況、また県の地域産業活性化推進協議会などと連携して進めている企業誘致策について、どの様に、またどの程度進んでいるのか伺う。  
また、雇用の機会を確保するための企業誘致には交通網の整備が重要であるが、道路網について

は、新倉南線の整備、国道百三十八号線の四車線化が進んでいるが、国道百三十七号、百三十九号についてはどのように考えるのか。また、スマートインターチェンジ設置計画があるが、昨年九月、国土交通省の方針により、簡易型のETC専用スマートインターチェンジを全国的に大幅な増設をする方針が決定されており、本市においても、スマートインターチェンジの設置は、交通渋滞対策、雇用の拡大、地域経済の活性化を図る上でも必要不可欠と考えるが、その進捗状況について伺う。

### 「二回目の市長答弁」

活力あるまちづくりにおける企業誘致については、雇用の確保、地域産業の集積の形成、税収の増加等市勢伸展の原動力であり、本市の発展に大きな役割を果たすので、最重要施策の一つとして積極的に取り組んできた。結果、二月二十六日には、牧野フライス製作所と本市の間において企業誘致に関する覚書の締結に至ったところであり、今般

の牧野フライス製作所の誘致については、雇用を含めた本市経済の活性化に大きく寄与するものと確信している。さらに、現在誘致に向けて関係機関から打診を受けているが、計画が具体的になった段階で議会に報告させていただきます。

平成十九年四月に企業立地促進法が成立したことを受け、山梨県においては、地域産業活性化協議会を立ち上げ、基本計画を策定したところである。この基本計画における本市の企業立地重点集積区域については、県との協議を踏まえ、既に富士北麓工業団地として指定されている新屋地区の十二・六ヘクタールとした。また、計画において指定された集積業種としては、機械電子産業及び健康関連産業等であり、今後は、この計画が国に認定されたことによる支援策を活用しながら県とも連携し人材の育成、工場用地の確保等を図る中で企業誘致を推し進めて参る。

### 「企画管理部長答弁」

インターチェンジの設

置は、活力あるまちづくりに向け、さまざまな波及効果が期待されている。特に、本市においては、富士山火山災害時などの避難経路としても、極めて重要な役割を担うことが想定されている。このため、その設置については、取組みを強化し、県が国へ提出した「道路整備の中期計画の骨子案に対する意見」の中への位置付けについて要望活動を行い、県を通して国に働きかけを行うなど、事業の推進を図ることに意を注いできた。

スマートインターチェンジの設置については、運営上の課題、整備効果、利用状況を把握することを目指すとして、国において地方公共団体との共同による社会実験制度が導入されているが、現在、本市においては、富士山火山災害時などを想定して、市内北部地域への設置に向け、この社会実験による事業採択に向けた取組みとして、山梨県の支援を得る中で候補地の選定に必要な調査・研究と併せ、関係する地方公共団体、国土交通省、高

# 3月市政 一般質問

速道路会社を中心とした構成員による「社会実験協議会」の設立に向けた検討を進めている。新年度においては、この協議会を立ち上げ、スマートインターチェンジ設置に向け、関係機関との協議調整を行うなど、具体的な取組みを推進して参りたい。

## 「二回目の質問」

県の基本計画によると本市では、富士北麓工業団地として指定されている新屋地区の十二・六ヘクタールとなつていますが、最重要施策の一つである、企業誘致を推進して行くためには、本市においても、本市独自の企業誘致施策、或いは基本計画があるべきであると考えます。

そこで、こうしたマスタープランは作成済みなのか、ないとしたら、いつ頃までに作成するつもりなのか伺う。

また現在、誘致に向けて関係機関から数件の打診があるとのことであるが、本市の土地利用は、様々な制約等により工業用地として活用できる土地が少ないと考えられる。そこで、市長は企業誘致

のための、用地の確保についてどのようにお考えなのか、また、牧野フライズ製作所の進出により、もろもろの作業が必要になることや、他の進出企業に対する折衝等、ますます重要となる企業誘致業務に対し、どのような体制で取り組むのか、併せて伺う。

スマートインターチェンジは、国交省がこの十年間に全国二百ヶ所以上増設する目標を掲げている。また、新聞報道によると国交省からアクセス道路の補助金も交付されるように聞いている。答弁では、来年度予算の中にスマートインターチェンジ調査費が盛り込まれており、社会実験協議会を設立し、実現に向けての取組みを検討しているようだが、スマートインターチェンジ設置は、本市に様々な波及効果が期待できる事業である。当市発展のためにこの機会を逃す事無く取り組んで頂きたいので、いつ頃を予定しているのか、また今後の計画についても伺う。

## 「二回目の市長答弁」

企業誘致に係わる基本

計画については、本市独自の基本計画に代わるものとして、本年1月に山梨県地域産業活性化協議会が山梨県企業立地基本計画を策定したところである。今後は、この基本計画を参考にし、県や関係機関等と連携を密にし、さらに、本市における企業誘致施策である企業誘致条例や企業立地助成金交付制度を活用し、企業立地の促進に取り組んで参る。

企業誘致のための用地の確保については、用途

の確保については、用途地域の見直し作業を進めており、本市の地勢を活かし、自然環境との調和が図られた工業の用途に供する地域の選定も行っており、基本的にこれら区域内への企業誘致を行うこととなるが、この区域内には、私有地も含まれていることから、地権者の方々の理解、協力をいただく中で用地の確保を進めて参りたい。また、新たな用地の確保に向けての方策として、県の奨励金支給制度と連動し、企業誘致の用地を取りまとめた方に対する報酬の支給など、新たな制度の

創出について研鑽して参りたい。

企業誘致業務にかかる本市の組織体制については、現在、新年度以降における企業誘致を専門に所掌する担当部署の設置を前提に、組織改編の検討を行っているところである。

スマートインターチェンジについては、まずは社会実験採択を得るための緒条件の整備などに努め、社会実験の開始に向けて精力を傾けて参りたいと考えている。

社会実験開始までの流れについては、まずは国、県及び高速道路会社等の関係各機関からなる「社会実験勉強会」を立上げ、次の段階では、この勉強会をさらに「社会実験準備会」へ発展させ、この準備会が社会実験採択について「社会実験実施計画書」を国に申請し、採択について国の判断が示され、この採択を受けて準備会を社会実験

協議会に発展させ、スマートインターチェンジを整備し、社会実験を開始することになる。そのための第一段階となる「社会実験勉強会」の立上げについては、現在、関係機関との協議調整が整い、本年度中に設置する予定になっている。

その後の具体的なタイムスケジュールについては、勉強会などの場において具体的に協議検討を進めるが、中央自動車道富士吉田線が目の前にありながら、「乗りたいところ、降りたいところ」にインターチェンジが設置されておらず、通過するだけの状況にあることは、本市の地域振興を図る上で障壁となっていることは否めない事実であると考えている。したがって、スマートインターチェンジの設置については、早期実現に向け、国、県などの関係各機関と連携をとり、取組みをさらに強化して参りたい。

## ②市立病院の運営について

### 「二回目の質問」

本市の市立病院の経営

状況は、平成十八年度から病院建設に伴う約三億

四千万円の起債の元利償還が始まり、より厳しい財政状態を迎えている。

平成十五年度は約一億五千万円、昨年度平成十八年は約三億円の赤字であり、累積赤字は約五億五千万円。そして、本年度は関係者の経営効率を上げるべく努力にも拘わらず、約四億円近い赤字が出る

と予想され、累積赤字も約十億円近くになると聞いている。

平成十八年度において、一般会計から病院会計に約七億六千万円繰り入れが行われているが引き続き、このまま病院会計に繰り入れられるのか、疑問である。このことは、市財政問題にも波及する要素を多分に持つっており、病院運営の成否が本市の財政問題にとっても重大な案件の一つになってくることは明白であると考

える。

外来患者の減少、平成十六年四月から行われた国の度重なる医療制度の改革や診療報酬引下げなど幾つかの要素が考えられるが、何故この様になつていくのか、また何が原因によるものなのか、

徹底した説明と対策が急務ではないだろうか。

その為に今一度、病院形態を含め、病院の運営状況を踏まえ経営方針を決め、経営の合理化、効率化を求めて地域拠点医療の位置付けと役割を明確にすべきであると考え

る。

病院関係者と医療を受ける側とが一同に会し、学識者・有識者・会計士・病院経営コンサルタン

トなどの協力を得て、早急に具体的な対策に取り組まなければならないと考えるが考えを伺う。

「二回目の市長答弁」  
市立病院の財務的課題としては、平成十五年度から四年度にわたり連続して当年度純損失が計上

され、赤字基調となつて

いることである。新病院移転以降、過去六年間で約五億五千四百万円の累積赤字は、病院の赤字体質脱却に向けた取組みが遅れるほどに拡大し、病院の自力再生が一層困難な状況をつくり出している。

現在の国の医療費抑制政策の進展や医師・看護師・助産師不足、また、

富士・東部医療圏の抱える周産期医療の集約化、1次・2次医療の役割分担などの課題を考え合わせる

ると、病院内での経営健全化を推し進めたとしても、この赤字基調が俄かに好転するとは考えにくい状況であり、現在の病院のあり方について、再考すべき分岐点に差し掛かっているものと認識

している。

病院経営のあり方については、総務省が示した公立病院改革ガイドラインにより、平成二十年度内に各自治体が公立病院

改革プランを策定するよう求めている。このガイドラインでは、公立病院の果たすべき役割及び一般会計からの負担の考え

方の明記に加え、経営の効率化及び経営形態の見直しを求めており、地方公営企業法の全部適用、地方独立行政法人化、指定管理者制度など幾つかの選択肢を提示している。

今後は、公立病院の本

来果たすべき役割を念頭に改革プランを策定し、対応して参りたいと考え

る取組みについては、このプラン策定に包含されると考えている。

「二回目の質問」  
改革プランでは公立病院に経営の効率性を求めているが、一方で公立病院には地域医療を守ると

いう大事な役割がある。特に富士吉田市は、東海地震の地震防災対策強化地域に指定されており、また富士山を擁することから火山災害への備えも必要な地域である。

災害拠点病院は、「災害時における初期救急医療体制の充実強化を図るための医療機関」と定義され、二十四時間の被災

地患者受入体制や患者の搬送、医療チームを派遣できる体制が求められている。

そこでまず、災害拠点病院としての取組み状況はどのようなものか、また、今活動している災害派遣医療チームを今後拡

充するのかなど、今後どのように災害拠点病院としての機能整備を進めていくのか伺う。

次に、救急医療についてお尋ねする。最近の新聞報道で、救急患者を受け入れる病院

がなく患者がたらい回しされ亡くなってしまったことを知り、この地域では大丈夫なのか、具合が悪くなった時に、市立病院では診てくれるのかと心配になる。また、医師不足からくる救急医療の

できる病院が減つてしまつていくとか、患者側が救急車をタクシー代わりに使つてしまい、本当に必要な人が利用できなくなつていくといったようなことが、全国的に大きな問題となつている。

そこで、市立病院では救急患者の受け入れにあつて、医師の確保や体制はどのようなになっているのか、救急でかかる市民への啓蒙も必要ではないのか伺う。

「二回目の市長答弁」  
災害拠点病院としての機能整備については、災害拠点病院については、平成八年十一月二十九日に山梨県知事から指定を受け、市立病院では防災

マニユアルの策定や災害医療従事者研修への職員派遣などを行つてきた。特に、平成十七年度には、災害派遣医療チームDMATを編成し、国の研修

# 3月市政 一般質問

へ参加し、国・県の「災害派遣医療チーム体制整備事業」の補助を受け医療器材を整備してきた。現在では、県内のDMAT三チームのうち、二チームを当病院で編成する状況である。一昨年度の市の総合防災訓練には、当病院のDMATチームも参加し、市民や関係機関への災害医療知識の啓蒙を積極的に行うなど、災害拠点病院として着実に体制づくりを行っている。昨年の新潟県中越沖地震では、県立中央病院のDMATチームとともに被災地での救援活動を行ったところでもあり、そこでの経験は今後の市の防災対策にも十分に活かせるものと考えている。今年には新たに、サリンに代表される化学物質、新型インフルエンザなどの感染性細菌による生物テロなどに対応する研修にも参加するなど、活動の領域を広げているところである。今後も災害拠点病院として市民の信頼に応えていく努力を続けて参る。

祭日には、内科、外科の救急患者を山梨赤十字病院と当番制により受け入れる体制を整えている。しかも当病院では、当直の医師のみで処置できない場合は、緊急呼出しシステムにより、専門の診療科の医師を呼び出し、救急患者の診療にあたっている。また、医師の確保については、当病院には救急医療の専門医の資格を有する医師も待機しており、救急患者の受入れに万全を期している。

## ③市立看護専門学校の運営について

### 「二回目の質問」

前年である市立高等看護学院が昭和五十八年四月に開校以来、高度化、多様化する医療、保健ニーズに対応出来る看護師として多くの卒業生を市内及び県下の医療機関等に送り出してきた。平成十二年三月には当学院もその使命を終え閉校した。

その意思を引き継ぎ、平成八年四月に市立看護専門学校として開校し、以来早十一年が過ぎ、多くの看護師を送り出して

さらに、救急で受診される患者への啓蒙の必要性についても十分認識している。現在、毎月の広報紙に連載している市立病院関連記事について、より分かりやすい内容として引き続き掲載して参る。今後も医師等医療従事者の確保に努めるとともに、安全で安心な良質の医療を提供するために、この地域の救急医療体制のさらなる充実に取り組みんで参る。

また、市立看護専門学校の開校以来定員五十人として募集してきているところであるが、例年定員割れの状況が続いているのが現状である。

も、何人かの人たちは、三年ほどで辞めてしまい、市立病院は慢性的看護師不足という問題を抱えているとも聞いている。

この様な状態が続くようであれば、当市が求めるべき目的にそぐわず、運営的にも見直さなければならぬと思うが考えを伺う。

また、当看護専門学校開校以来定員五十人として募集してきているところであるが、例年定員割れの状況が続いているのが現状である。

私が調査した結果では、本市近在の高校だけではなく、看護関係に毎年平均七十名程の進学希望者があった。

最近の学生は高学歴志向があり看護短期大学、看護大学への入学を望み、また、受け入れ側の病院のニーズもそれを希望している」と推察される。この様な状況で、当看護専門学校は常に定員不足を強いられているのではないかと。

この様な状況を踏まえ、専門学校に留まらず看護短期大学や看護大学などの移行についての考えも

必要だと思いが考えを伺う。

「二回目の市長答弁」  
市立看護専門学校では、開校以来二百七十八名の卒業生が当市立病院を始め各方面の医療機関で地域医療の担い手として活躍しているところである。そのうち、市立病院に就職した看護師は、平成十八年度まで延べ七十九名、全体の二十八%となっており、就職率は低い。本年度においては、これまで以上に市立病院との情報交換や就職説明会を積極的に開催し、本年度の卒業生の半数が市立病院に就職を希望している。さらには、市立病院に就職する看護師に対しての修学資金貸与者数の拡大、貸与額の引上げを行ったことなどから、今後も市立病院に就職する看護師が増えるものと考えている。

また、運営面については、大部分は一般会計からの繰入金であることから、授業料等については、見直していく必要があるものと考えている。また、高等学校への訪問、ホームページ等を通じて学校

PR、募集を積極的に進めることにより、学生の確保を図って参る。

次に、看護短大、看護大学への移行については、本校が開校した平成八年当時の全国の看護大学数は、四十四校に過ぎなかったが、平成十九年には三倍以上の百五十九校となっており、その大部分が看護短大から四年生大学への移行である。一方、看護職を目指す学生数は平成十七年度をピークに減少しており、入学志願者の募集に苦慮している状況である。加えて、大学への移行には、文部科学大臣の認可が必要となるほか、専門図書館、研究室、運動場等の新たな施設設備が必要となり、教員の増員に伴う人件費の増大や看護大学数の増加に伴う受験生の確保など、ハード面、ソフト面、さらには財政面からも非常に厳しい状況である。

【二回目の質問】

看護学校も病院同様一般会計から約一億五千万円の繰り入れが行われている。

現在、市立病院に勤務している人は、五十三名

と伺っている。これは、卒業生の十九%にしか過ぎない。費用効果また事業効果を評価した時どうなのかと考える。大学等への移行が非常に厳しい状況であるならば、市長には看護学校の運営について必要な見直しを行うとともに効率的な経営を旨指して改革する事が求められると私は思うが、再度考えを伺う。

【二回目の市長答弁】

市立看護専門学校については、市立病院の看護師確保を含め有能な看護師を養成することを目的として開校したものであるが、看護師不足は市立病院も例外ではないので、今後においても、市立病院との連携を密にする中で、市立病院に勤務する看護師をより多く確保するよう積極的に努力して参りたい。

また、学校運営で最も重要なことは学生の確保であることから、引き続き、高等学校への訪問、ホームページ、広報紙、ポスター等を通じて学校PR、などを行うとともに、より魅力ある学校づくりに努めて参る。



秋山晃一議員

①公立病院改革ガイドラインへの対応について

【一回目の質問】

総務省に設置された公立病院改革懇談会は、昨年十二月二十四日自治体の経営効率化を求める「公立病院改革ガイドライン」を取りまとめた。同時に総務省から二千八年度中に「ガイドライン」を活用した「公立病院改革プラン」の策定を求める通知が出された。

病院経営が苦しくなる原因として、近年連続して実施された社会保障制度改悪にある。診療報酬の度重なる引下げ、政府による医師数の抑制政策により医師の絶対数の不足、さらに自治体病院に対する地方交付税の大幅な削減が病院財政悪化の原因である。今回の「改革ガイドライン」はそう

した点については言及せず「持続可能な」という言葉のもとに自治体病院に改革を迫るものである。その内容は、まず第一に「経営の効率化」で、三年間で病院の経常収支が黒字になる計画を策定することを求めている。

第二に病院の再編、ネットワーク化として同一医療圏に複数の病院が存在する場合、統廃合を検討して、中核となる病院と、他の病院は機能を限定して診療所に縮小する案などが提案されている。第三には「経営形態の見直し」として地方公営企業法の全部適用、地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入、民間譲渡といった選択肢が示されている。今回の改革ガイドライ

ンは、「地域における必要な医療体制を確保すること」を明記しつつも、病院の健全経営を強調している。採算のとれる「改革プラン」を要求している。

「改革プラン」の策定に対して現在の取組み状況、そして市長がどのような見解と姿勢で臨んでいくのか答弁願う。

【二回目の市長答弁】

公立病院を取り巻く医療環境は非常に厳しく、医師・看護師不足に代表される問題は、医療現場に重く突きつけられた課題である。また、度重なる診療報酬の引下げは、病院経営に多大な影響を及ぼし、非常に厳しい経営環境に至ったことも否定しがたい事実である。

今回のガイドラインについては、厳しい経営環境にある公立病院の将来のあり方を示した指針であるが、ただ単に採算性を重視では、本来の公立病院の果たすべき機能を喪失し、医療格差を助長するのみであり、慎重な対応が不可欠であると認識している。今後は、県が策定を予

# 3月市政 一般質問

定している山梨県地域保健医療計画との整合性を図りながら、富士・東部地区の医療圏の現状をも十分検証する中で、地域医療を支える中核病院としての機能を保全しつつ、平成二十年度において改革策定プランを策定して参る。

## 【二回目の質問】

財政健全化法の適用が二千八年度決算からはじまる。この法律は、自治体財政の健全度を比較する指標として、病院など公営企業をふくめた「連結決算」を導入するもので、赤字病院を抱えた自治体の財政指標は、悪化することになる。一方「ガイドライン」では、「改革プラン」を策定して「病院改革」を推進する自治体にたいし、地方債発行の特例や地方交付税措置の拡大などの財政支援をおこなうことを決めている。「ガイドライン」に追加された財政支援策は、「改革プラン」を策定した自治体に対し、二千八年度から二十三年度の間、地方交付税措置や赤字債の発行を認めるもので、ガイドラインに沿っ

た計画、とくに再編ネットワーク化と経営形態の移行を支援する措置が中心となっている。財政健全化法と財政支援策は、両側面から国の意図する方向へと改革プランを誘導するように見える。

こうした流れの一方、ガイドラインでは策定の趣旨で「公立病院をめぐる状況はさまざまであり、改革に係るプランの内容は、一律のものとはなり得ない」「関係地方公共団体は、各々の地域と公立病院が置かれた実情を踏まえつつ、本ガイドラインを参考に」とのべられている。また、総務大臣も「地域の実状を十分踏まえる必要がある」と国会で答弁している。

こうした点もみながら、改革プランの策定にあたっては、国の誘導にのらせず、地域の実情から出発するという自主的な立場が大事であると考え、市長の認識と決意はいかなものか、再度答弁を求めらる。

## 【二回目の市長答弁】

医療環境を取り巻く状況は、地域により相違があり、総務省の改革プラ

ンのモデルケースは、全ての地区にこれがそのままではまるとは考えていない。改革プラン策定にあたっては、富士・東部地域を含めた地域特性を十分検証する中で、市立病院の果たす役割や機能が発揮されるプランが、最も肝要ではないか

## ②不登校児童、生徒への支援について

### 【二回目の質問】

と考えている。したがって、画一的な手段を採ることは、考えておらず、赤字体質からの脱却をも調査・検証し、地域住民に優れた医療の場を提供することを主眼として、改革プランを策定して参りたい。

まず、第一には実態のつかみ方について伺う。不登校については年間に一定の日数以上欠席した子については何名かいると数字にあらがってきている。しかし、学校には来て出席扱いにはなっていないけれど保健室までの登校であったり、その他の場所での登校で、実態としては援助が必要とされる子もあると聞く。この取組みの出発点としては、まず実態について数字でつかむのではなく、実際どのような、一人一人の子どものようすを丁寧な正確につかむ事から出発することが必要だと考えるが考えを伺いたい。第二に学力をつけてい

る山梨県では「こすもす教室」と呼ばれるこの教室は、不登校の子の、学習の場あるいは集団生活の場として成果をあげているところであるが、郡内地域には都留市に一ヶ所あるだけである。不登校の子への支援の中心センターとして大きな役割を発揮するこの教室を、市内へ設置するよう、施設の提供も示しながら県に働きかけるべきではないか。また、県が設置しない場合は市が中心となつて他の町村にも働きかけて設置すべきではないか。また、全国には不登校の子への支援の場として民間でつくられる「フリースクール」があるが、わが市としても市内にそのような動きが起った場合には支援する考えがあるのか。

第四に親への支援として、親の集まる場をつくる、不登校の体験者や親の経験を聞くなどの場を設置するなどの取組みが必要だと考えるが、いかなものか。

## 【二回目の市長答弁】

不登校の子どもに合った多様な選択肢をつくる



ための支援については、山梨県が各中学校に派遣しているスクールカウンセラーの小学校への派遣についてお願しているところであり、今後も引き続き働きかけて参りたい。また、教育委員会内部においては、教育相談員を配置しているが、現在、欠員となっている臨床心理士については早急に配置する中で、本人や学校、保護者をサポートして参る。さらに、来年度、市費負担教員を増員し、小中学校全校に配置する。

今後、きめ細かな学習指導や生活指導を充実するため、学校現場と協議する中で考えて参る。

【教育部長答弁】

不登校の子どもの様子を丁寧に正確につかむことについて、不登校はどの子にも起こりうる問題として対応することが必要であるとの認識に立ち、教育委員会、各学校ともに指導に努めているところである。したがって、不登校にならないように、子供の心や身体の変化に目を向け、悩みを抱える子ども等への対応には、初期の段階からの対応が速やかに図れるよう、各学校においてきめ細かく対応しているところである。しかし、不登校になる原因は、その特定が極めて難しく、様々な要因が複雑に絡み合っているケースがほとんどであるので不登校になった場合でも、本人だけの問題として対応するのではなく、周囲の支えが学校復帰や本人の自立のために不可欠であると考えている。

適応指導教室の設置については、県の適応指導教室が不登校の子どもが学校への復帰を図る上で大きな役割を果たしているものと認識しており、周辺自治体とも協議しながら検討して参りたい。

また、不登校の子どもの受け皿として民間や個人が作るフリースクールへの支援については、現に設置されている団体等の活動状況や他の自治体を参考に、調査、研究をして参りたい。

不登校の子を持つ親への支援策については、南都留地区を対象に実施している「思春期の子どもと向き合う親のためのセミナー」等への参加を啓発すると共に、また、教育研修所の持つ専門性などの活用や関係機関との連携を図りながら、個人

③ 医療費無料化の対象年齢の拡大について

【一回目の質問】

富士吉田市の第五次総合計画では、わが市の人口について平成七年以後減少に転じていてこのまま無策であれば二十七年には五万人を割ると推測している。しかし、これは富士北麓地域に共通した現象ではなく、近隣の忍野村、西桂町、富士河口湖町などは二千五年の国政調査と比べても人口が増加している。

私は昨年六月の議会で、この問題で市長に考えをお聞きして、子育てに魅力がもて、若い人が集まる街づくりとしても、小学校六年生までの医療費の無料化を進めてはいかがかとお聞きしたところ、市長は「すみやかな実施が肝要である。その実現に努力する」と答弁されている。

さらに、昨年の市長選挙に際して、市内の婦人

を尊重した、押し付けとまらないような形でアプローチできる方法を検討して参る。

「一回目の質問」  
富士吉田市の第五次総合計画では、わが市の人口について平成七年以後減少に転じていてこのまま無策であれば二十七年には五万人を割ると推測している。しかし、これは富士北麓地域に共通した現象ではなく、近隣の忍野村、西桂町、富士河口湖町などは二千五年の国政調査と比べても人口が増加している。

私は昨年六月の議会で、この問題で市長に考えをお聞きして、子育てに魅力がもて、若い人が集まる街づくりとしても、小学校六年生までの医療費の無料化を進めてはいかがかとお聞きしたところ、市長は「すみやかな実施が肝要である。その実現に努力する」と答弁されている。

さらに、昨年の市長選挙に際して、市内の婦人

【一回目の市長答弁】

医療費無料化の対象年齢の拡大については、四月から、全県下で乳幼児医療費の窓口無料化が完全実施されるので、この制度が円滑に実施されるよう医療施設との連携や乳幼児を持つ保護者に周知を図り、万全を期すことを優先事項として対応して参りたい。

対象年齢拡大に伴う経費負担については、市長就任早々その取組みの是非についての検証を指示したところであり、窓口無料化に伴う影響や補助金の減額等の負の部分も十分精査した上で、少子化対策にとって重要な施策でもあることから、速やかな実施に向けその対応を図って参りたい。

具体的な取組みとしては、三年という枠組みでの段階的拡大を平成二十一年度から実施し、二年度をかけ小学校六年生まで対象年齢を引き上げていく所存である。

どの試算はされたのか。現在の市長の考えと、この問題に対してどのように取り組まれているのか答弁願う。

# 3月市政 一般質問



渡辺利彦議員

## 公約と政治姿勢について

### 「一回目の質問」

近年、地方自治体では、地方分権や市町村合併の推進など時代の潮流への対応が求められているなかで、自主、自立のまちづくりの時代を迎えている。

市長は、平成十九年六月の議会において、本市の財政分析を優先して、その結果を見てから政策展開して行きたいと述べている。市長就任以来、始めて当初予算の編成を行い、その予算を審議する議会である。その予算を見る限り、堀内カラーが見えてこないが新年度予算の中に堀内カラーがあるとしたら、また市長が公約した事柄があるとしたら、それは何か、ないとしたら何時ごろまでに行う予定なのか伺う。また、昨年六月の定例

塾との協定締結にあたり、六者から三者にいたった経過並びにその理由、考え方について答弁願う。

### 「一回目の市長答弁」

新年度予算における堀内カラー及び公約については、「市民中心主義を徹底し、市民の皆様とともに誇れる郷土の構築に向けて知恵や工夫を凝らし、国や県の動向を見据える中で、協力的体制の強化に努め、近隣市町村とのさらなる良好な連携を図って参る。」と基本的な考え方を述べたところ

であり、「本市の財政状況を丹念に点検・精査し、その内容をより分かりやすい形で公表すること。」を約束し、「市民文化エリア整備事業」のあり方や本市が取り組むべき事業についての検討などと併せて、「慶應義塾との連携」や「産業振興策、雇用の場の確保としての企業誘致の必要性」、「小児救急医療体制の確立」並びに「富士北麓地域の主要幹線道路の整備」などに対する考え方などについて申し上げた。市長就任後の取組みとしては、基本的な姿勢と

して、近隣市町村との連携はもとより、国県の協力体制を得るため、様々な課題に臨むに当たりトップセールスを心掛け、そのことに徹してきたところである。

とりわけ企業誘致の推進に当たっては、本市における財源確保の重要性、緊急性に加え、さらに若年層の人口流失を抑えるための施策への取組み強化を願う市民の声などを受け止め、慶應義塾との連携とともに、重点的に取り組んできたところである。この中、慶應義塾との連携については、議会の理解と支援を頂き、協定締結に漕ぎ着けるとともに、企業誘致については、牧野フライス製作所と誘致に関する覚書を締結し、具体的な実現に向け、歩み始めたところである。

さらに、近隣市町村との連携という面においては、富士五湖・広域行政事務組合の構成市町村などとの連携を機軸として、これまで山梨県に（仮称）新倉トンネル内への歩道設置、富士山 世界文化遺産登録に伴う負担の軽減など働きかけを行い、現実のものとするともに、連携の強化を図ったところである。

加えて、本市の取組みとしては、市道新倉南線における山梨県施工部分の延長、県営中山間地域整備事業の集落農道整備における県負担の拡大、さらには、山梨県が国へ提出した「道路整備の中期計画の骨子案に対する意見」の中に、本市へのスマートインターチェンジの設置が位置付けられるなどの成果に結びつけたところである。

今後においても、市議会をはじめ他の近隣市町村等との連携を一層緊密にしながら、諸課題解決に向けた取組みを強化して参りたいと考えている。

新年度予算への堀内カラーについては、これまでの財政分析を踏まえ、歳出削減を図り、新年度一般会計の総額を一七億六千四百万円とした、緊縮型の予算としたこと自体、そのものが私の考えに基づいたものである。これまでの本市の市政運営を振り返ると、高度経済成長時代の箱物施設の

整備がその時代の主要施策として理解されてきた面もあるが、私は低成長時代における行財政運営を預かる者として、意識の転換を図って参りたいと考えている。堀内カラーとはこうした私の姿勢をとおして、自ずとじみでてくるものであり、これを市民の皆様などが判断するものであると考えている。

慶應義塾との協定締結が六者から三者に至った経過とその理由、考え方については、慶應義塾、山梨県、忍野村、山中湖村、恩賜林組合及び本市の六者による協定締結に臨んだ際の考え方について、住民が行政区域を特に意識することなく広範に活動するようになっていく状況を勘案し、地域振興を図る上で行政区域を越えた大局的なものを見方、考え方を欠かすことができない点などを踏まえ、慶應義塾との連携にはこうした広域的な考え方を基本として、六者による協定の締結に向けた取組みを推進したところである。

三者に変更した経緯は、当初は協定締結者六者の大筋合意を得ての取組みであったが、締結当事者の内部的な調整を経るのに時間を要することが明らかになったので、三者による協定としたところである。

慶應義塾との連携については、広域的な視野が不可欠の要素となるので、最終的には富士五湖広域行政事務組合の範囲まで拡大するため、今後においてもその努力を継続して参りたい。

【二回目の質問】

市長のマニフェストのなかでも、最も重大なものに「慶應義塾大学の研究施設を誘致し、富士北麓の地域力と慶應の創造力を融合させ、産業、文化、医療など多岐にわたる、富士吉田独自の新たな効果を創出します。」と公約しているが、この公約からして、市民等しく慶應義塾大学の研究施設が本市にできたうえで、「知的」支援であると理解している市民は多くいることは事実である。もし、研究施設の誘致が出来ない場合は、約束違

反であり、これでは、「公約」は市民の皆さんから見ると「公約」とは選挙の時だけの耳障りのいい「絵に描いた餅」ではないかと思われてもしかたがないと私は思う。

私が質問しているのは、「公約」の重要性を認識するなかで、実行できる公約、実効しようとしていく公約があるとしたら、何時頃までに、どのような方法で、また、市長就任以来のトップセールスには敬意を表するが、私が聞こうとしたことは二十

年度予算に堀内カラーがあるのかである。予算主旨説明で、前年度と同じ枠配分で、事業担当の自主的、自立的予算編成をしたと述べているが、私は職員任せで堀内カラーが出ているか疑問に思い質問をしたところである。

市長が選挙時に公約しているもので、私が堀内カラーと思われるいくつかの公約について質問をするので、予算化されているかいないか、さされていない場合はいつを予定しているのか、個別に答弁をお願いしたい。

まず、教育については、「近所がほっとかない学校プランの策定」、「全小中学校の少人数学級の実現」と「教育再生会議」の三点。

医療福祉については、「市民病気予防システムの構築」の一点。

産業振興については、「富士吉田ブランドの創出」と「歩いて買い物にいきる中心商店街の活性化」の二点。

なお、この他堀内カラーがにじみでているもので予算化しているものがあれば、併せて答弁願う。次に、慶應義塾の問題

であるが、元々、六者は大筋合意を得ていると言われたが、最終的に富士五湖広域行政組合の範囲に拡大するとし、とってつけたような言い回しをしているが、それでは富士吉田市の主体性がうすれ、視点がぼやけ、曖昧な話になってしまはないかと心配するのは私だけではないと思うが。さらに、このことに対して、構成町村の首長には既に話をしてあるのか伺う。

【二回目の市長答弁】

平成二十年度の予算編

成についての基本的な考え方は、予算調製権限を有する私に課せられた役割は、私自身の選挙公約などにより市民の皆様にお約束した政策並びに行政の継続性を念頭に置いた基本構想や政策実現に向け中長期的に継続して実施していかなければならない施策、さらには、市民の皆様から実現を求められている行政課題を解決するための施策などについて、広範に目をくばる中で、それぞれの施策の緊急性・必要性、住民の要求度などを総合的に勘案、判断し、限られた財源を効果的・効率的に配分することであると考えている。

平成二十年度予算は、現下の本市の財政的な体力と将来的な見通しなどをもとにして、まさにこうした私の基本的な考え方を具現化したものである。

①教育についての質問

「近所がほっとかない学校プランの策定」については、意図するところは、地域の力を学校運営に活かし、地域社会全体

# 3月市政 一般質問

子どもを育み、健やかな成長を支えるシステムを、構築することである。

この考え方をもとに、新年度から「放課後子どもプラン事業」の予算計上をし、事業を推進するに当たっては、地域住民の方々の御支援・御協力が不可欠であり、学校と地域との結びつきが、より強固なものとなることを期待しているところである。

「全小中学校の少人数学級の実現」については、小学校一・二年生においては既に三十人学級が実現しており、中学校一年生においては新年度から県の「はぐくみプラン」による三十五人学級が実施され、本市においては二クラスが増えることとなる。今後も、少人数学級の早期実現に向け、市費負担教員の増員を図るとともに、県教育委員会等に対しても引き続き要望して参る。

「教育再生会議」については、本年一月に最終報告が示されたところであり、新年度予算においては、これまでの提言にもある「放課後子どもプ

ラン」の実施や「特別支援教育」のための支援員を配置するための措置を講じたところである。今後、教育再生会議の提言については、具体的な施策へと展開できるように努めて参る。

## ②医療福祉について

市民病気予防システム構築については、新年度から導入する特定検診や、これに付随して実施される特定保健指導がシステム構築の第一歩となるものと考えている。

この検診は、あらゆる病気の原因となる生活習慣病からの脱却を目指しており、事後の指導等が大変重要であることから、メタボリック予防教室やヘルシーレストラン事業を継続して実施して参る。

また、新年度においては、新たに、森林浴に適した本市の優れた自然環境を活用したウォーキングマップを作成し、その普及・啓発活動を積極的に展開して参りたいと考えている。この予防システムについては、検診から得られたデータを蓄積し、将来的には、最も効果を得られる体制を構築

するよう、今後、その効果的効率的な運用を図るべく、調査研究を重ねて参る。

## ③産業振興について

「富士吉田ブランドの創出」については、織物に關しては、本市及び織物協同組合が主導し、「ふじやま織ブランド」としての商品開発を行い、販路拡大に取り組んでいる。

本年度からは、従来まで単独開催していた富士吉田産地織物展から、より多くのビジネスチャンスを求め、東京ビックサイトで開催された東京インターナショナルギフト・ショー等三つの展示会に出展したことにより、新たな取引先との商談が実現するなどの成果をみたところである。

また、「ふじやま織」のみならず、他業種においても優れた創造的な逸品のブランド化を目指すため、本市の商工業活性化支援制度等を活用する中で、商工業者を支援して参りたいと考えている。「歩いて買い物に行ける中心商店街の活性化」については、現在、統合事業において下吉田の商

業地区を中心として訪れる人が安心し、楽しみながら回遊でき、安全で快適な買い物が行えるよう基盤整備を図っているところであり、新年度以降においても、継続して事業の進捗を図って参りたいと考えている。

また、現在、地元商店街と商工会議所等が連携し、下吉田まちづくり推進事業として「昭和ヘタムスリップ」をキーワードに、新たな方向性を持った事業を展開している。新年度においても、商工会議所等との連携を強化し、下吉田まちづくり推進事業の支援を引き続き行うとともに、ハード・ソフト両面で商業の活性化に向けたまちづくりを積極的に図って参りたいと考えている。

新年度予算における堀内カラーについては、私の基本的な考え方が、堀内カラーについては、私の基本的な考え方が、行財政運営を通して具現化されるものであり、これを市民の皆様がどのように判断するかにかかっているものと考えている。

慶應義塾についての協定を結ぶ団体の範囲が拡大すれば本市の主体性が薄れ、視点がぼやけると危惧されている点については、本市の行政区域だけに限られた範囲で物事を考えることから生まれる発想は発展性のない、制約されたものにしかなり得ないと考えている。

これからのまちづくりで大切な点は、富士北麓地域の市町村がそれぞれの地域的特性・個性などを基盤として、富士北麓地域全体が発展できるような発想が大切になるものと考えている。その中で、本市の役割は、人口約十万人を擁する富士北麓地域の中核的な機能を時代に即した新たな形で再編し、その役割を果たしていくことにあると考えている。

こうした確固たる考えのもと慶應義塾との連携について申し上げたものであり、三団体の首長には御理解をいただきたいところであるが、広域行政事務組合の構成町村の首長に対しては、様々な機会を捉えて、広域的な視点の重要性を申し上げ

げている。今後、三団体以外の首長にも、本市と慶應義塾との連携の推移を見図りながら、働きかけて参りたい。

【二回目の質問】

市長は、私の質問の趣旨を良く理解して、答弁をしているとはとても思えない。

もう一度、公約の大切なことについて言うが、市長の公約に添った二十年度予算に計上したのか。考え方のみの答弁であり、これでは、私を始め市民は納得のいくものではない。

正直に本市の経常収支比率は九一・八%であり、前市長の継続事業しか出来ない状況であると、なぜ言わないのか、厳しい財政状況下であるので、優先順位を定めて事業展開していくとの答弁がなぜないのか。これでは、市長が公約している情報公開の原則から逸脱しているのではないのか。昨今の地方自治体においては、市町村合併が推進されており、将来的には、道州制の流れも出てくるものと理解しているところである。将来を見

据える力がなければ政治は出来ない。将来を見据える力こそ、「公約」の実行性につながるであり、ひいては、市民生活の福祉の向上と安定になるものと理解している。

市長の任期もあと三年猶予である。公約が実現できるよう市民の付託に答えられるよう一生懸命行政の執行に専念すべきである。

私の政治理念でもあるが、「政治は市民生活の繁栄のためにあるものである」をモットーにしている。私の質問の冒頭に言った「公約」の大切なことを良く認識し、今一度市長の公約と政治姿勢について答弁願う。

【二回目の市長答弁】

私の公約と政治姿勢について、市長就任直後の取組みとして、私が公約として掲げていた、「市政状況の点検・精査及びその公表」、「財政状況を踏まえた上での市民文化エリア整備事業の見直し」、「慶應義塾との連携」、「産業振興策及び企業誘致」、「小児救急医療体制の確立」という五大公約について、鋭意取り組

んできた。その中でも、とりわけ企業誘致については、財源の確保、人口の増加等多くの市民の皆様の声などを重く受け止めて、慶應義塾との連携とともに、重点的に取り組んで参ったことと現在の進捗状況とを併せ、一回目で御説明申し上げたところである。

こうした公約実現のための政治的な姿勢としては、「市民中心主義」に徹するとともに、トップセールスを心がけてきたことについても御説明を申し上げたとおりである。

加えて、新年度予算の編成に当たっては、私の考え方を具現化し、緊縮型の予算としたことを申し上げ、予算調製権限を有する私に課せられた役割に対する基本的な考え方に、御説明を申し上げたところである。

その中でいわゆる「堀内カラー」については、私がこうした基本的な考え方を貫き通すことにより、自ずとにじみ出てくるものであり、これを市民の皆様がどのように判断するかにかかっている点について、申し上げた

ところである。これはどういふことかと申し上げますと、いみじくも先の御質問の中で「私が堀内カラーとかわれるいくつかの公約について」と御発言されておりますように、堀内カラーは市民の皆様が判断に委ねるべきであると考えている。その市民の皆様

の判断を私がどのように受け止め、次の段階の施策に反映できるのか、市政運営を円滑に上で行うことが必要になり、そのためには、まず私の考え方を飾らず、施策として実行し、率直に市民の皆様にお示しをすることが大切な条件であると考

えている。確かに、声高にアピールすることも一つの手法ではあるが、本市の行政運営を預かる最高責任者としては、着実な市政運営を図ることにより、それを市民の皆様がどのように判断し、その判断を私がどのように受け止めるのか、こうした取組み姿勢が次の段階へ結びつき、将来、「大きな実り」を本市にもたらすこ

とになるものと確信している。

慶應義塾との連携については、連携が目指す最終的な大きな目的は、「富士北麓の地域力と慶應の創造力を融合させ、産業、文化、医療など多岐多面にわたり、富士吉田独自の新たな効果を創出する。」ことにある。そのための知的支援を慶應義塾に求めたものであり、目的を達成するための手段などについては、新年度に設置する推進委員会において具体的な検討を進めて参る。

したがって、協定を結んだばかりの現時点においては、この事業の発展性、可能性などを考えると、限定的・確定的には言えないが、慶應義塾の関連諸機関の誘致などを含め、知的支援を得るための最良の手段について、検討を進めて参りたいと考えている。

# 3月市政 一般質問



佐藤みどり議員

## ① 少子高齢化社会への対応について

### 「一回目の質問」

山梨県東部においては、

既に、上野原市、大月市の公立病院で出産が出来なくなっており、隣の都留市立病院も、三月一日付の新聞紙上で分娩中止が発表になり現実のものとなった。医師不足のため、産科は残すが出産の取り扱いができなくなり、検診を受けた妊婦さんの分娩は、富士吉田市立病院や、山梨赤十字病院に依頼していく、とのことである。

本市の市立病院の分娩数が増加する事は避けられない事実である。これから出産しようとする若者が安心できる受け入れ体制についての考えは、

二点目として、産科の医師不足を補うために、助産師外来制度の導入が、全国で検討されている。

制度導入についての考えは、

三点目として、小さいお子さんをお持ちの母親からは、「児童館が欲しい、いつでも自由について遊べる場所が欲しい」また、「安心して遊べる公園が欲しい」との声が、たくさんあがっている。厳しい財源のなか、新たに独自のものを作るのは大変だと思うが、現在計画中の図書館の一部に、読み聞かせの場と共通で親子が集える場所を設置して頂くことは可能であると思う。

本市の将来をになう子供たちのためにも、是非設置をお考え頂きたいと思うが考えは、

四点目として、医療費の無料化については、この四月より窓口無料化が行われることになり関係

者からは大変喜ばれている。小学校入学後は教育費がかさみ、子育て中の医療費は家計の大きな負担になっており、更なる拡大を望むものである。

本市においては、財政の検証も終わり、市長が掲げる六年生までの無料化へ拡大を検討するよい機会ではないかと思う。緊迫した財政ではあるが、子育てにもっと予算を取り若者の経済負担を軽くしてあげること少子化への歯止めにつながると思う。医療費無料化の拡大についての考えは、

五点目として、国は、五年後の特定健診の実施率、保健指導の実施率、メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少率の目標値を定め、その達成率によって国保財源から後期高齢者医療保険に支払う支援金が百分の範囲で増額されたり減額されたりという大変厳しいペナルティーが課せられていると伺う。

本市においても実施計画の策定に取り組んでいることと思うが、目標と達成までの取り組み方法についてお尋ねする。特

定健診の費用についての考え方、また、自己負担分の金額についても併せてお尋ねしたい。

検診の結果により、特定保健指導が必要とされた方の指導計画はどのような形で進めていくのかも、お聞かせ願う。

六点目として、女性の罹患率第一位は乳ガンであり、また、発症年齢が低年齢化しているが、子宮ガンである。本市においても、これらの早期発見につなげようと積極的に取り組んでおられる。乳ガンについては、三十歳以上の健診の際、マンモグラフィーを併用するようにになり、また子宮ガン検診においては二十歳以上から毎年受けられるようになってきているが、まだまだ受診率は低く今後の推進が必要になる。

しかし、新年度からの特定健診制度が重視され、ガン検診制度の受診率が上がらないのではないかと懸念されている。

ともかく受診率を上げ、早期発見していくことが、死亡率の減少と医療費抑制の近道である。婦人科検診の受診率の現状と受

診率向上への今後の取組について伺いたい。

### 「二回目の市長答弁」

出産をしようとする若者が安心できる受入れ体制については、都留市立病院における分娩の取扱いは十分に認識しており、当市立病院での分娩数の増加が予想されるので、受入れ体制を整えるべく、努力を図っているとされており、取組みとしては、昨年から病院内に各部門の職員で分娩に関する委員会をつくり、この問題に対する対策を協議・検討している。

具体的には、医師、助産師の確保をはじめ分娩数増加に伴う新生児室の確保、看護師業務の見直しによる分娩への応援体制、分娩室の拡充などの検討を行っている。さらに、助産師の確保については、修学資金制度の見直し、助産師免許取得特別研修制度の創設をはじめとする助産師の養成・確保に努めるなど、安心で安全な分娩が行える体制づくりに積極的に取り組んでいる。

助産師外来制度の導入については、全国的に出

産を取り扱う医療施設が減少している背景には、産科医師の不足が一番の要因として挙げられるが、産科医師以上に助産師の絶対数が不足していることも大きな要因であると認識している。

当病院の最優先課題は、安心で安全な医療事故の無い分娩を行うための体制づくりであり、産科医師の確保とともに、産科医師の業務負担を軽減するための助産師を養成・確保し、絶対数を充足することに重点的に取り組む必要があると考えているので、助産師外来制度の導入については、こうした体制づくりを補完するためのひとつの方策として、今後の検討課題とさせていただきたい。

現在計画中の図書館の一部に読み聞かせの場と共通で親子が集える場所の設置については、市民会館・図書館の複合施設の建設規模は、本市の身の丈にあった施設づくりを目指して取り組んでいるところであり、これに伴い図書館部分としてのスペースも自ずと決定さ

れてくるので、限られたスペースの中において、図書館としての機能を失わず、多くの市民が利用しやすい図書館の施設づくりを行っていく必要がある。したがって、今後、図書館の基本設計を策定する段階で、子供が本に親しむ場としてのコーナーの設置や運用について検討して参りたい。

乳幼児医療費無料化については、四月から、全県下で窓口無料化が完全実施されるので、来年度においては、この制度が円滑に実施されるよう医療施設との連携や乳幼児を持つ保護者に周知を図り、万全を期すことを優先事項として処理して参る。

枠拡大に伴う経費負担の検証については、市長就任早々その取り組みの是非について指示したところであり、窓口無料化に伴う影響や補助金の減額等の負の部分も十分精査した上で、少子化対策の重要な施策でもあり、速やかな実施に向けその対応を図って参りたい。具体的な取組みとしては、三年という枠組みで

の段階的拡大を平成二十一年度から実施し、二年間をかけ小学校六年生まで対象年齢を引き上げしていく所存である。

「市民生活部長答弁」

「特定健康診査」については、平成十七年十二月の医療制度改革大綱に端を発し、「特定健康診査及び特定保健指導」が満四十歳から七十四歳の被保険者を対象に医療保険者の義務化として導入された。また、国においては、健康診査受診率の五年後の目標値を六五％、特定保健指導を四五％、メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍を十％削減することとしており、目標達成の程度により、後期高齢者支援金を十％の範囲で加算減算するとしている。

本市においては、効果的な実施を目的に組織体制を整備しながら、現在、富士吉田医師会などの関係機関と最終調整を行っているところである。

また、特定健康診査の目標値と達成までの取組みについては、昨年八月、無作為抽出により、二千百

の国民健康保険被保険者に「健康・保健指導に関するアンケート」を実施し、その結果分析により、平成二十年度の特定健康診査の受診率を三十％、特定保健指導については二五％の目標値を見込み、平成二十四年度までに毎年五％から十％の受診率を上乘せすることで目標値の達成を計画している。

現在の基本健康診査の受診率と費用の自己負担分については、直近の平成十八年度において、受診率が七七・一％、自己負担二千円である。

健康診査結果による特定保健指導については、健康診査が終了した時点で個々の健康診査結果を階層化し、健康管理に関する動機付け支援や保健師が積極的に関わる支援などを考えている。

いづれにしても、本事業が市民の健康維持・増進のために大いに有益であると考えているので目標達成のため、万全を期して参る。

いものと考えている。受診率の向上の部分では、平成十八年度の受診率が低く、苦慮している状況にあるが、受診率の向上は長年の懸案事項であり、一朝一夕に解決することは難しく、検診はもとより各種教室や相談などの機会を捉え、その必要性を周知することや、医療機関とのより一層の連携での対応など、地道な努力を続けて参る。

「二回目の質問」  
市立病院における、出産受け入れ態勢について、市長より「昨年より、診療・看護・事務部門の職員による分娩に関する委員会を作り、医師、助産師の確保、新生児室の確保、看護師業務の見直し等、分娩への応援体制、また、分娩室の拡充について検討を行っている。」との御答弁を頂いたが、検討結果は如何なものか。喫緊の問題に対応出来るのか。三人の医師とスタッフで平成十八年度の出産取り扱い件数は五百人弱と伺っているが、現在のスタッフと設備でまだ多少の余裕はあるのか。いづれにしても医師を

# 3月市政 一般質問

増やす等、何らかの方策をとらない限り不安は解消出来無いものと思われる。そのような緊急事態に直面した場合、出産難民を出さないためにどう対処していけるのかをお考えをお聞かせ願う。

我が市立病院は将来も若者が安心して生活出来るよう、また、社会の発展のために、是非産科を充実して頂くことを考える。経営上の採算を考えると厳しい部分もあるが、そのためには、県や、広域の問題として捉え、広く協力を求めていく必要があると思う。この点についてのお考えを伺いたい。

助産師外来の導入についても、よく検討していただき医師不足を補うためにも、助産師の応援を積極的に取り入れて頂き出産の一助になれば幸いと思う。

次に、新図書館に親子で集える場所の設置について再度お尋ねする。児童館が一カ所もない本市にあつて、子育て中の方達が最も望んでいるのが親子で集える場所作りである。希望としては、

市内に児童館を何カ所か設置して頂きたいが、財政の現状を考えると、単独館を新設するのは大変厳しい状況にあるとの思いから、既設の公共施設の利用や、新設の建物を併用しての設置をお願いしてきたところである。

そこで、今回建て替える図書館の子供の読み聞かせスペースを独立させ、児童館機能も併用したものにして頂ければ、子育ての方達の思いに応えていけるのではないかとお願いしてお伺いしたところである。

図書館建設なので当然その機能を發揮していかなければならぬし、特に、子供の読書は親子のふれあいを通して人格形成にも役立ち、多方面にわたり非常に大切な事なので大いに推進すべきであると思う。子供の読書と児童館の必要性についてのお考えをお聞かせ願う。

また、コミセン等公共施設の児童館的運用についても、なかなか進んでいないので、今後の活用についてのお考えも合わせて伺いたい。

## 〔二回目の市長答弁〕

出産受入れ体制については、この問題は、市立病院のみですべて解決するのは大変困難であるとの認識しており、富士・東部医療圏内での取組みを行っているところである。

すでに昨年の十一月から、富士・東部地域保健医療推進委員会内の専門委員会では、産科医師による産科医療ワーキンググループを立ち上げ、富士・東部医療圏内での受入れ体制について協議・検討を行っている。各自治体や各医療機関で助産師の育成や確保、また、富士吉田市立病院等への助産師派遣や産婦人科病床の確保などの協議・検討が行われたところであり、さらに、これらの意見を集約したものを知事に要請するよう協議している。

当病院においては、院内の分娩に関する委員会において、現有の厳しい体制の中で、産科医師をはじめ助産師等の院内での協力体制のもと、より多くの出産を受け入れ、この地域に暮らす人々が

安心して出産できる体制づくりを行っている。

子どもの読書と児童館の必要性については、子どもにとっての読書は、その発達段階において極めて重要な役割を果たすものと認識しており、また、児童館の必要性についても十分認識している。

今後検討して参りたい。公共施設の児童室については、下吉田南コミュニティセンターを除く四施設に、開設当初から設置しているとともに、図書室についても、上吉田及び明見の二施設に当初から設置しており、既に多くの児童に御利用いただいている。

特に、上吉田コミュニティセンターの図書室・児童室については、平成十八年度にリニューアルを行い、快適な環境の中で使用していただけるよう蓄熱式暖房機を備えたところであり、今後においても、なお一層の利用促進を図って参りたい。

## 〔三回目の質問〕

市長より、「児童館の必要性につきましては、充分認識しておりますので、

で、設置につきましては今後検討して参りたい」との御答弁を頂いたが、この設置とは図書館に併設しての設置と受け止めてよろしいのか、お聞かせ願う。

子育ての方達が、最も望んでいるのが児童館の設置であり、先月二十八日には子育てを支援するグループの方達が、建設予定の「市民文化エリア」内に児童館機能の設置を強く求める要望書を、約八百名の署名と共に市長、議長のもとにお届けしたところである。

この要望書に対する市長の思いをお聞かせ願いたい。

## 〔三回目の市長答弁〕

図書館への児童館の併設については、図書館と児童館は本質的に設置目的が異なるものであり、市民文化エリアの整備は、限られた敷地を有効活用し、市民会館・図書館・富士五湖文化センターの各施設を機能的で快適性を持った施設として整備するものであり、図書館施設部分については、図書館の機能を十分に発揮できる施設構成を第一と



していることから併設については考えていない。市民文化エリア内に児童館機能の設置を求める要望書に対する私の思い

## ②自然と文化を活かした観光のまちづくりについて

### 「二回目の質問」

昨年、国土交通省の平成十九年度「観光まちづくりコンサルティング事業」に湯河原町と共に本市が選ばれた。八月から三月末までの期間として多くのアドバイザーが本市を訪れ、地元の観光関係者やまちづくりサポーターと共に上吉田を中心とした観光資源の発掘等を行い、モニターツアーを実施した。この様子は、マスコミでも多く取り上げられ富士山信仰の「御師のまち」として高く評価された。

については、児童館の必要性は十分認識しているので、児童館設置に向けて今後検討して参りたい。

た。宿泊施設、観光ボランティアの育成等、早期対応が必要であると思われ、今後どのように対応し、この事業を活かしたまちづくりをしてい

かされるのかお尋ねしたい。また、御師の家外川家が、昨年改修工事を終え、この二月に県の有形指定文化財に指定された。四月二十六日に市の歴史民俗博物館の付属機関として開館する運びとなり、現在、展示品等の準備が進められている。開館を前に、外川家の利活用、今後の運営、また、周辺の整備についてもどのようにお考えかお聞かせ願

う。富士山レーダードーム等がある「リフレふじよしだ」については、財団に委託し一年になるが、工夫が凝らされ一歩一歩活性化しているように感

じられるが、まだまだこれからだと思う。

「明見湖公園」・「新倉山浅間公園」等も整備され、これらの観光スポットを、線・面でつなぎ、訪れる方々に満足して頂けるような観光のまちづくりをしていく事が重要である。また、市民全体

でおもてなしの心を持つてお迎えする体制も必要である。特に、まちづくりに熱き思いのある方達と協働で推進していく事が大切であると思う。これからの本市の将来像と併せてお考えをお聞かせ願う。

「二回目の市長答弁」 「ここを訪れる人が満足するまち」について、「観光まちづくりコンサルティング事業」については、旅行代理店やJ.R

などの商品開発担当者や観光産業有識者によるアドバイザー会議と市内の観光関連団体による検討委員、また上吉田地域住民を中心に組織されたワーキンググループにより協議が続けられており、数回にわたり開催されたワーキンググループ会議では、「富士山と信仰」

の視点から本市に数多く埋もれている資源を発掘し「癒す、体験する、食べる」を「歩きながら旅をする」という観点で集約する必要があるとされた。富士山信仰は一つの「日本の旅の原点」であるという考えに基づき、「現代富士講」という、古くて、そして新しいコンセプトのもと、観光関係業者や国土交通省職員などの参加をいただく中でモニターツアーを開催し、参加者から高い評価を得たところである。

さらに、国土交通省が開催する「地域が提案する魅力ある旅行商品説明会」にて「現代富士講」のプレゼンテーションを行い、旅行会社等において旅行商品として採用していただけるよう、積極的に働きかけて参りたい。宿泊施設の対応については、立地条件や規模などデメリットにとらえがちな面を、むしろメリットとして生かしていくために、(財)ふじよしだ観光振興サービスと連携しながら、施設独自の企画や取り組み等を支援して参りたい。

観光ボランティアの育成については、富士山の恵みである歴史と文化、自然、産業、そして食文化をかがえのない観光資源として活用する体験型観光、エコツーリズムを推進するため、地域住民を対象にガイド養成を推進し、地域の誇りと郷土愛を醸成し、地域が主体となった資源の活用を図るため、「富士吉田市観光資源魅力アップ活性化事業」を創設し、地域のネットワークリーダーの人材養成や、観光資源のより一層の活用を図るよう支援して参りたい。さらに、山梨県と市町村は、J.Rの協力を得る中で、本年四月から六月までの間、大型観光キャンペーン「山梨デステイネーションキャンペーン」を実施するので、本市でも、富士山をはじめとする自然、富士山信仰に端を発する歴史・文化、また地域の住民が支え発展させてきた織物・食文化などの豊富な地域資源や観光スポットである明見湖公園等の各種施設を活用し、積極的に事業を展開して参りたい。

# 3月市政 一般質問

観光産業は、多様な雇用形態の創出と地域経済の活性化など、多方面への波及効果が大きい。これからますます力を注いでいく必要がある。観光客の多様化するニーズに応え、本市の質の高い魅力を効果的・効率的に発信するためには、訪れた観光客等を暖かくお迎えすることが必要不可欠であることから、「おもてなしの心」を形にする取り組みを、多くの市民の皆さまの御協力をいただき実践して参りたい。

外川家住宅の利活用については、富士山信仰の歴史や文化を学ぶ歴史的な場に即した本物の御師住宅を観覧していただくとともに、歴史や文化に関する講座等を開催することで、市民の郷土への理解を深めていただく機会を提供して参りたい。

今後の運営については、(財)ふじよしだ観光振興サービスへの業務委託により進めるが、御師住宅である性格上、上吉田地域の歴史や特色を十分に認識している御師や地域の方々のお力添えをいただきたいながら、運営を図って参りたい。

なお、周辺整備については、今後の観光まちづくりや世界文化遺産登録の動向を見定めながら慎重に進めて参りたい。

## 「二回目の質問」

「ここを訪れる人が満足するまち」に関しての「観光まちづくりコンサルティング事業」の成果については、多くの観光資源の発掘があり、モニターツアーの参加者より高く評価され、観光のまちとしての多くの夢が広がった。

しかし、歴史文化にちなんだ、他の観光地と比較して街並み景観は、今一歩であり、案内板の整備不足や、富士山をさえる電線が景観を損ねていることや、交通の不便さ等、訪れる方達が本当に満足してリピーターとなつて頂けるのか心配である。

国でも、国内外からの滞在型観光に力を入れているなか、是非、本市においても喜んで宿泊して頂けるような施設への対応、また、アクセスや景観を含めた居心地の良いまちづくりを検討して頂きたいと思う。市長のお考えをお聞かせ願う。

いまは、観光もソフト面に力を注ぐ時代であるが、整備に必要な経費の面でも負担が重く大変である。

そこで新しく始まる、ふるさと納税制度をこの観光のまちづくりに役立てたらどうか。日本一の富士山と、世界で唯一の御師文化を持ち合わせたまちを後世に残すために、インターネット等を活用し、寄付を募っては如何だろうか。富士山を愛する多くの方達から寄付が寄せられるのではないかと思う。これから始まる、ふるさと納税の活用について、どのようにお考えをお聞かせ願う。

「二回目の市長答弁」  
喜んで宿泊して頂ける施設への対応については、「観光まちづくりコンサルティング事業」のモニターツアーに参加した方々の意見等を参考にし、市内の小規模施設や大規模施設、また、本市以外では見られない御師宿坊等の関係者の御協力をいただきながら、施設整備等の方策についての検討を行って参りたい。

アクセスについては、国道百三十八号の四車線化と市道新倉南線の供用開始に伴い、周辺道路の渋滞緩和が図られることから、市内へのアクセスは大変利便性が高くなるものと考えている。

景観については、富士山を活かした富士北麓地域の美しい景観づくりのため、昨年十一月から山梨県と本市が中心となり、関係近隣町村とともに、研究会を開催し、検討を重ねているところである。

現在、国において、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案」が審議されているが、これらの動向を注視しながら、本市のまちづくりに活かして参りたい。

「ふるさと納税制度」の活用については、ふるさとに対し貢献又は応援をしたいという納税者の思いを実現するための制度として、今国会で審議されているところであり、寄付先は、出身地や過去の居住地に限らず、全都道府県や全市町村から自由に選べる仕組みであることから、「故郷への恩返し」という面に加え、好きな地域を応援する「自治体サポート制度」の側面を持つ制度であるといえる。

そこで、本市らしさという視点を積極的にアピールするための市ホームページの活用や本市ゆかりの方々に対しての効果的な周知活動等を行い、お寄せいただいた寄付金は、「まちづくり」のための貴重な財源として活用して参りたい。





渡辺孝夫議員

①地下水保全について

【一回目の質問】

当市では、市内全域で、水道に地下水を利用してはいる。又地下水に、健康に良いとされるバナジウムも、多量に含んでいるとの結果が、報告されている。

昨今、生活環境の向上、又販売用（ミネラルウォーター、製水）の売り上げ増など等により、年々地下水の利用が増加している。

当市は前にも述べたとおり、水道のほとんどを地下水に依存しており、将来地下水の低下、又は汚染等が危惧されるころである。

現在、富士吉田市は「山梨県地下水資源の保護及び採取適正化に関する要綱」に基づき、第一種地下水採取適正化地域に指定されており、井戸掘削

に関してある程度、規制されているが現実には、井戸設置は届出があった物件だけでも、平成十七年から平成十九年の三年間で、十四ヶ所増加しており、合計百二十二ヶ所になっている。

地下水は無尽蔵ではないとの観点から、私は三年前にも同様の質問をし、地下水の枯渇及び汚染等を防止する為にも、富士吉田市独自の地下水保全条例の制定を勧案しながら、今後どのような施策を考えておられるのかと、前市長に質問した所、平成十六年度に市内に四ヶ所地下水観測用井戸を設置し、長期的な地下水の常時観測を開始し、当面三年間収集し必要なデータの蓄積や分析を行い、これらの結果に基づき、揚水量の制限や条例制定

など地下水保全について具体的な施策の実施も必要であると答弁している。安全でおいしい水を守るためには、今後どのような施策を考えておられるのか、市長の見解を伺う。

【一回目の市長答弁】

地下水保全については、本市は地理的自然条件のもと富士山や周辺の山々からの湧水や地下水の恩恵を受けている。それらはあらゆる用途の水源としても広く利用されており、今後の揚水量は、増加傾向にある。

地下水が自然環境を構成する資源として重要な要素のひとつであるという認識から、この豊かな自然を保ちながら将来にわたって地下水の適正利用を図るため、保全と適正利用の推進が必要不可欠であると認識している。

この安全でおいしい水も取水の増加や気候変動などの様々な環境変化を考えると、いつまでも豊富にあるわけではなく、対策も進めていかなければならないと考えている。

こうしたことから、平成十七年度より、地下水の経時的な変化を長期的

に観測することにより、現在の地下水の状況を的確に捉える地下水モニタリング調査を実施している。この三年間での水位観測結果では、地下水はやや減少傾向にあり、自然環境の中で全体の地下水水位は、上昇期、下降期の変動があるものの、基本的には過去の年間季節変動と考えられている。

したがって、地下水利用を適切に管理するためこれらの結果を注視しながら、本市の地下水保全に係わる施策を講じていくことを考えている。

具体的には、今後の施策としてミネラルウォーター業界等に対し山林の維持管理を目的とした協力金制度への協議や土地利用の保全などによる水源の涵養の推進、揚水量の制限及び条例制定など、地下水保全を前提として検討を進めて参る。

【二回目の質問】

環境政策課資料を含めたさまざまなデータの集計結果から予想すると、市内における、地下水利用量は、現在、一日当たり二万六千トン前後で、供給されている。

単に数字を上げて、なかなか現実が把握できないので、一例を上げると、小中学校のプール二十五メートル×二十メートル深さ一メートル約五百トンに換算すると、一日当たり五十二杯分に相当する。毎日この水量が汲み出されており、とても無視出来る数字ではない。本当に将来において、大切な水を守る気持ちが必要である。

富士河口湖町では、十一年以上前に、地下水保全条例が施行され、井戸掘削に関して、審議会等が設置され、地下水を守る為、慎重な審査が行なわれている。

地下水は無尽蔵ではなく地下水位の低下、井戸枯れ等が起きてからでは手遅れである。いままぐ条例を設置したとしても、むしろ遅いぐらいである。

地下水の重要性を、本当に認識しておられるのであれば、早急かつ具体的な対策が必要だと考えるが、再度御答弁願う。

【二回目の市長答弁】

市域においては日量二万六千トン余りが取水され

# 3月市政 一般質問

ており、あらゆる用途の水源として利用されている。

今後の地下水資源を取り巻く様々な環境変化を考えると、無尽蔵にあるというわけではなく、大切な水を守る地下水の保全施策を進めていかなければならないと考えており、ふるさとの貴重な財産である地下水を将来の市民へ引き継いでいくため質・量の保全を柱として、適正な保全に向けて条例の整備など早急に図って参りたい。

## ②市道新倉南線について

### 「一回目の質問」

長年の懸案事項であった、仮称新倉トンネルに關し、昨年の地元住民説明会でトンネルの坑口も決定し、平成二十四年度には県の施工により、開通することになっているとの報告があった。

これに伴い、新倉トンネルにアクセス道路として位置づけられる市道新倉南線も、市の道路整備事業として進められている。竜ヶ丘を起点として旭町地内までの全長九百四十六メートルの路線も決定し、今後は用地買収や家屋移転、各種補償業務等が、平成二十年度から実施される事になっている。

道路整備事業において、五年という整備期間を用

ればならないと考えており、ふるさとの貴重な財産である地下水を将来の市民へ引き継いでいくため質・量の保全を柱として、適正な保全に向けて条例の整備など早急に図って参りたい。

地買収、移転、その他諸々の補償業務があるなかでは、かなり厳しい日程と思われる。現に五年の予定が十年以上も施工を要している整備事業もある。この難局を乗り切る為、どのような手法、又施策を考えておられるのか、もう目の前にせまっている案件なので具体的な答弁を、又工事予算総額約二十八億円を計上して、整備を進めていくとの話であるが、市財政が厳しい中で、どのような資金計画をたてて工事を進めていくのか、明解な御答弁をお願いしたい。

### 「二回目の市長答弁」

市道新倉南線整備事業については、民生安定事業として平成十八年度実施設計、本年度からは既

に物件移転補償調査や用地買収等に着手したところである。

山梨県事業の(仮称)新倉トンネルが平成二十四年度に開通する予定であり、このアクセス道路となる市道新倉南線も同時供用開始を目標とする五年という限られた期間であることから、事業の推進に力を注いでいるところである。

また、財政計画は当初、民生安定事業としての補助金を受けるべく、約二十八億円の事業計画を要求してきたが、事業費を五年間に配分すると、年間五億六千万円規模の事業を実施していかなければならず、南関東防衛局からは、同一事業に対して、毎年四億円以上の補助金を定額的に交付することは、大変厳しい状況にあるという方針が示された。

このため、限られた期間において同時供用開始を実現するためには、他の財源を確保する必要があることから、再三再四にわたり山梨県に財政面の支援を求め、協議を重ねてきた。その結果、山

梨県事業分の延長に加え、新たに国土交通省からの補助金も獲得できたことから、事業費ベースで総額約六億円を負担していただくこととなり、事業費の確保は整ったものと考えている。

さらに、新年度においては新倉南線推進室を設置し、職員の配置を重点的に行い、万全の執行体制を整えて最大限の努力を傾注して参る。

### 「二回目の質問」

事業費の確保については、執行者、そして関係者の努力に依り厳しい状況の中、一応の成果が得られたとの答弁を頂いた。市道新倉南線については、一点クリアした事になる。しかしながら、もう一点事業の実施の話となると、工期的な問題が浮上してくる。

市道新倉南線に関しては、住民説明会の中で、五年後に整備事業が完了すると、執行者側は報告をしているが、一回目でも質問しているが、五年という整備期間は用地買収、移転、その他諸々の補償業務があるなかでは、かなり厳しいとの認識が

あり、地権者も含めて、周辺住民は、工事完成を疑問視している人もおり、一回目の答弁では、疑問を払拭出来ない。トンネルは完成しましたが、道路は出来ませんが、笑ってすまされない問題である。

新年度から事業を推進していくとの事であるが、もう来月からの事なので、もう少し具体的に御答弁願う。

### 「二回目の市長答弁」

市道新倉南線の整備を推進する手法について、過去の事例からみても五年という事業期間は大変短い期間であるが、本市の発展に極めて重要な道路であると認識しており、不転の決意と覚悟をもって用地交渉を進め、事業完成に向けて可能な限りの手立てを講ずる必要があると考えている。

現在の進捗状況は、竜ヶ丘地区の七筆の用地交渉と二件の移転補償が交渉中であり、地権者の同意を得た建物については、取壊しも始まる予定である。新年度には、土地三十筆と建物十七件の交渉を実施する計画であり、

並行して、山梨県工区間の地権者交渉も協力することになっていて。このような大規模な用地交渉を進めるためには、市の姿勢として、交渉に当たる職員の誠意ある心構えが大きな力になるものと考えている。

このための組織として、

### ③市職員の定数削減及び事務効率化について

「二回目の質問」  
 各種機会に出席して、よく話題になる事柄に市民の方から市の窓口業務等含めて、市職員は多いのではないかとの話がよくある。理由を聞くと、パソコン、印鑑証明自動交付機等、各種先端機器を導入しているのだから。一般会社なら一割、二割の人員の削減は当たり前だと認識から出ていると推察される。事実、民間の感覚では、当然だと、私も受け止めている。

「二回目の市長答弁」  
 職員の定数削減については、富士吉田市集中改革プランに基づき職員数の適正管理を実施しているところである。

た組織機構改革は、急速に進展する地方分権と税源移譲等に伴う地方行政事務の増大に対し、行財政改革への積極的な取組みによる効率性の高い行財政運営を図るため実施したところである。

「二回目の質問」  
 各種機会に出席して、よく話題になる事柄に市民の方から市の窓口業務等含めて、市職員は多いのではないかとの話がよくある。理由を聞くと、パソコン、印鑑証明自動交付機等、各種先端機器を導入しているのだから。一般会社なら一割、二割の人員の削減は当たり前だと認識から出ていると推察される。事実、民間の感覚では、当然だと、私も受け止めている。

「二回目の市長答弁」  
 職員の定数削減については、富士吉田市集中改革プランに基づき職員数の適正管理を実施しているところである。

「二回目の市長答弁」  
 職員の定数削減については、富士吉田市集中改革プランに基づき職員数の適正管理を実施しているところである。

「二回目の市長答弁」  
 職員の定数削減については、富士吉田市集中改革プランに基づき職員数の適正管理を実施しているところである。

「二回目の質問」  
 各種機会に出席して、よく話題になる事柄に市民の方から市の窓口業務等含めて、市職員は多いのではないかとの話がよくある。理由を聞くと、パソコン、印鑑証明自動交付機等、各種先端機器を導入しているのだから。一般会社なら一割、二割の人員の削減は当たり前だと認識から出ていると推察される。事実、民間の感覚では、当然だと、私も受け止めている。

「二回目の市長答弁」  
 職員の定数削減については、富士吉田市集中改革プランに基づき職員数の適正管理を実施しているところである。

「二回目の市長答弁」  
 職員の定数削減については、富士吉田市集中改革プランに基づき職員数の適正管理を実施しているところである。

「二回目の市長答弁」  
 職員の定数削減については、富士吉田市集中改革プランに基づき職員数の適正管理を実施しているところである。

# 3月市政 一般質問

## 【二回目の質問】

職員の削減は、健全な財政を取り戻す為にも、必要だと考えているので、今後職員採用に関しては、市民の立場になって厳しく見守っていききたいと思っ

ている。次に、機構改革に伴う成果であるが、市民のニーズに的確で迅速な対応を図られていると答弁しているが、二年間を振り返ってみても、何がどう変わったのか、はっきり分からない。一例を上げると、窓口業務では、以前とあまり変化のないように見受けられる。よく市民の声として、平日の一般的勤務時間に合わせると、五時半閉庁では、各種証明書の発行が受けられない。せめてあと一時間でも延長していただきたいとの声をよく聞き

十分に取り入れながら、市民にわかりやすい組織にすべきだと考えるが答弁を願う。

## 【二回目の市長答弁】

平日の時間延長については、市民サービス向上の観点から市役所の窓口業務の充実を図ることは、当然のことであり、市役所の機能として重要なことであると認識している。今の社会情勢、生活環境、就業形態は、本市が時間延長を実施した当時と大きく変容してきているので、市民の利用が高い市民課、税務課における各種証明書の発行業務について、平日の特定曜日による時間延長を早急に実施して参る。

また、市民が明るい雰囲気の中で、充実した行政サービスが受けられるよう、市役所一階のリニューアルと課の配置の見直し等も予定しており、今後も市民サービスの更なる向上を図って参る。組織の見直しについては、本年度以降、団塊の世代の職員が多数退職することから、職員数の減少が進む中で、制度の改革や多種多様な行政ニ

ズに対応し、迅速な意思決定ができる組織機構の構築が求められているものと認識している。

の見直しについては、市民の目線に立つことはもちろん、市民の声を十分反映する中で、簡素で効率的な執行体制の構築を

行い、時代に即応した組織づくりを進めて参りたいと考えている。

## 人事案件

富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産  
保護組合会議員  
(補欠選挙)

上吉田区域 及川 三郎

## 議会の動き

### ● 演習場対策特別委員会

・日 時 平成二十年三月十八日

「第八次北富士演習場使用協定に伴う要望事項に対する国からの回答について」執行者提案に対し活発な議論が行われました。

・日 時 平成二十年四月二十五日

「平成二十一年度防衛施設周辺整備事業計画(概算要求)について」執行者提案に対し活発な議論が行われました。

## 議案の処理結果（3月定例会）

議案番号	件名	結果	内容
議案第4号	5次富士吉田市総合計画に係る基本構想について	可決	地方自治法第2条第4項の規定により、平成29年度までの10年間を推進期間とする総合的かつ計画的な行政運営を図るための計画を定めるため、その礎となる基本構想について。
議案第5号	平成20年度一般会計予算	可決	予算総額171億6,400万円で、前年対比3.4%減。主な歳入は市税66億4,300万円余り、地方交付税26億5,000万円、国・県支出金24億4,700万円余り、分担金及び負担金12億6,700万円余り、市債8億7,000万円余り、その他の収入32億8,700万円余り等。主な歳出は物件費33億263万8千円、人件費28億8,601万7千円、公債費22億9,112万1千円、補助費等18億7,071万3千円、扶助費17億8,512万4千円、投資的経費21億4,672万8千円等。
議案第6号	平成20年度下水道事業特別会計予算	可決	予算総額26億6,889万4千円で、前年対比72.2%増。歳出の主なものは、公的資金補償金免除繰上償還、公債費、下水道維持管理事業費、公共下水道建設事業費、流域下水道整備事業費等。
議案第7号	平成20年度国民健康保険特別会計予算	可決	予算総額54億6,390万8千円で、前年対比7.9%減。歳出の主なものは保険給付費、後期高齢者支援金、共同事業拠出金等。
議案第8号	平成20年度老人保健特別会計予算	可決	予算総額4億3,611万円で、前年対比89.6%減。歳出の主なものは医療諸費等。
議案第9号	平成20年度後期高齢者医療特別会計予算	可決	予算総額7億3,627万3千円で、歳出の主なものは後期高齢者医療負担金等。
議案第10号	平成20年度介護保険特別会計予算	可決	予算総額24億6,884万4千円で、前年対比2.0%増。歳出の主なものは保険給付費等。
議案第11号	平成20年度介護予防支援事業特別会計予算	可決	予算総額2,278万9千円で、前年対比6.4%減。歳出の主なものは介護予防サービス事業費等。
議案第12号	平成20年度看護専門学校特別会計予算	可決	予算総額1億8,580万6千円で、前年対比3.7%減。歳出の主なものは人件費、委託料等。
議案第13号	平成20年度大明見水道特別会計予算	可決	予算総額1億7,509万5千円で、前年対比3.8%減。歳出の主なものは人件費、工事請負費等。
議案第14号	平成20年度市立病院事業会計予算	可決	予算額を収益的収入64億9,945万6千円、同支出64億1,202万6千円、資本的収入3億7,525万円、同支出5億2,584万7千円とするもの。
議案第15号	平成20年度水道事業会計予算	可決	予算額を収益的収入5億1,952万円、同支出5億811万5千円、資本的収入2億6,926万3千円、同支出4億8,050万9千円とするもの。
議案第16号	富士吉田市行政組織条例の一部改正について	可決	市の組織機構の見直しに伴い、部の所掌事務に移動が生じたことから、所要の改正を行うもの。

議案番号	件名	結果	内容
議案第17号	政治倫理の確立のための富士吉田市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について	可決	証券取引法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、語句の訂正など、所要の改正を行うもの。
議案第18号	富士吉田市生活安全条例の制定について	可決	犯罪、事故等を防止するための市民の自主的な生活安全活動の推進及び生活安全に対する意識の高揚を図り、安全で住みよい地域社会を実現するため、所要の規定を整備するもの。
議案第19号	富士吉田市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	可決	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、投票管理者等の報酬について、所要の改正を行うもの。
議案第20号	平成20年4月1日から平成23年4月26日までの間における富士吉田市長等の給与の減額に関する条例の制定について	可決	本年4月から市長任期中の間における市長、副市長、教育長の給与の10%を減額するため、所要の規定を整備するもの。
議案第21号	平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間における富士吉田市職員の寒冷地手当の減額に関する条例の制定について	可決	平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間における富士吉田市職員の寒冷地手当の50%を減額するため、所要の規定を整備するもの。
議案第22号	富士吉田市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正について	可決	市立病院産婦人科医師等の待遇改善を図るため分娩手当について、所要の改正を行うもの。
議案第23号	富士吉田市後期高齢者医療に関する条例の制定について	可決	健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに後期高齢者医療制度が創設されることから、本市が行う事務処理等について、所要の規定を整備するもの。
議案第24号	富士吉田市特別会計条例の一部改正について	可決	後期高齢者医療制度の創設に伴い、新たに後期高齢者医療特別会計を設ける必要があることから、所要の改正を行うもの
議案第25号	富士吉田市国民健康保険税条例の一部改正について	可決	前期高齢者のみの世帯の国民健康保険税については世帯主の年金から特別徴収することとなることから所要の改正を行うもの。
議案第26号	富士吉田市手数料条例の一部改正について	可決	印鑑登録証及び市民カードの再発行に係る手数料を設けるため、所要の改正を行うもの。
議案第27号	富士吉田市老人医療費助成金支給条例の一部改正について	可決	健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、これまでの老人保健法が新たに高齢者の医療の確保に関する法律として整備されたことから、法律名や参照条番号を変更するなど、所要の改正を行うもの。



議案番号	件名	結果	内容
議案第28号	富士吉田市国民健康保険条例の一部改正について	可決	健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、乳幼児の負担軽減の対象年齢引き上げなど、所要の改正を行うもの。
議案第29号	富士吉田市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について	可決	介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、平成18年度、平成19年度に行われた介護保険料の激変緩和措置を平成20年度まで継続することから、所要の改正を行うもの。
議案第30号	富士吉田市立看護専門学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について	可決	学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、参照条番号に移動が生じたことから、所要の改正を行うもの。
議案第31号	富士吉田市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について	可決	平成18年度の診療報酬改定による未納金対策として、新たに入院前納金に係る規定を追加するなど、所要の改正を行うもの。
議案第32号	富士吉田市小口資金融資条例の一部改正について	可決	融資条件を緩和し、より利用しやすい制度とするため、融資の併用を可能とすること、及び原則として保証人要件を廃止するなど、所要の改正を行うもの。
議案第33号	富士吉田市法定外公共物管理条例の一部改正について	可決	法定外公共物の適正な管理及び公正公平な活用を図るため、法定外公共物の機能、構造等に支障を及ぼすおそれのある行為等についても新たに罰則規定を設ける必要があることから、所要の改正を行うもの。
議案第34号	富士吉田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	可決	御姫坂団地及び西吉田団地の老朽化による一部取壊しに伴い、所要の改正を行うもの。
議案第35号	富士吉田市歴史民俗博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	可決	御師旧外川家住宅の開館に伴い、富士吉田市歴史民俗博物館の附属施設として追加規定する必要があることから、所要の改正を行うもの。
議案第36号	市道の廃止について	可決	市道御茶屋町線については、路線内の法定外公共物部分が国から隣接地権者に払い下げられていることに伴い、新たな御茶屋町線を市道認定することから、従前の御茶屋町線を廃止するもの。
議案第37号	市道の認定について	可決	地域住民の利便性及び生活環境の向上を図るため、御茶屋町線を市道認定するもの。
議案第38号	富士吉田市外一市二町四村一組合ことばの教室設置協議会規約の変更について	可決	学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、参照法令名に移動が生じたことから、所要の変更を行うものであり、地方自治法第252条の6の規定による協議について、議会の議決を求めるもの。
議案第39号	富士吉田市乳幼児医療費助成金支給条例等の一部を改正する条例の制定について	可決	乳幼児医療費、ひとり親家庭医療費及び重度心身障害者医療費の窓口無料化を実施することに伴い、関係する条例について所要の改正を行うため制定するもの。

議案番号	件名	結果	内容
議案第40号	平成19年度富士吉田市一般会計補正予算(第6号)	可決	歳入歳出にそれぞれ7,492万3千円を追加し、総額を179億4,008万9千円とするもの。
議案第41号	平成19年度富士吉田市下水道事業特別会計補正予算(第4号)	可決	歳入歳出からそれぞれ1億3,240万円を減額し、総額を21億1,938万円とするもの。
議案第42号	平成19年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	可決	歳入歳出にそれぞれ2億5,347万8千円を追加し、総額を62億2,129万3千円とするもの。
議案第43号	平成19年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算(第4号)	可決	歳入歳出にそれぞれ65万9千円を追加し、総額を24億4,847万2千円とするもの。
議案第44号	平成19年度富士吉田市立病院事業会計補正予算(第1号)	可決	資本的収入につきまして、補助金1,500万円を減額し、総額を1億8,740万2千円とするもの。
議案第45号	平成19年度富士吉田市水道事業会計補正予算(第4号)	可決	資本的収入及び支出につきまして、収入を6,623万円減額し、総額を2億8,440万6千円とし、支出を7,190万円減額し、総額を4億7,444万3千円とするもの。
議案第46号	道路整備の安定的な財源確保を求める意見書について	可決	道路整備の安定的な財源確保を国に要請するもの。
議案第47号	富士吉田市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について	可決	厚生労働省から新たな診療報酬の算定方法が告示されたことに伴い、参照する告示番号の変更など、所要の改正をするもの。
議案第48号	平成19年度富士吉田市一般会計補正予算(第7号)	可決	歳入歳出にそれぞれ18億8,000万円を追加し、総額を198億2,008万9千円とするもの。
議案第49号	平成20年度富士吉田市一般会計補正予算(第1号)	可決	歳入歳出にそれぞれ17億8,000万円を追加し、総額を189億4,400万円とするもの。
議案第50号	富士吉田市議会委員会条例の一部改正について	可決	本市の機構改革に伴い、本条例を改正するもの。
議案第51号	富士吉田市議政務調査費の交付に関する条例の一部改正について	可決	政務調査費の交付対象の変更及び収支報告書への領収書の添付の義務付け等を定め、議員の調査研究活動に資するため、本条例を改正するもの。
議案第52号	富士吉田市情報公開条例の一部改正について	可決	情報公開の実施機関に議会を加え、議会の情報を積極的に公開することにより、さらに開かれた議会を目指すため、本条例を改正するもの。
議案第53号	公共工事における賃金等確保法の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書について	可決	公共工事における賃金等確保法の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保を国に要請するもの。
選挙第1号	富士吉田市外ヶ村恩賜県有財産保護組合会議員の補欠選挙について	選挙	補欠選挙で上吉田区域の及川三郎議員が当選。